

## 平成 28 年度第 1 回個人住民税検討会

日時：平成 28 年 8 月 2 日(火)14:00～  
場所：総務省共用 5 階会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 経済社会構造の変化を踏まえた個人住民税の今後のあり方
- (2) マイナンバー制度の導入による課税事務の効率化・適正化
- (3) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)及び納税通知書の電子化
- (4) 個人住民税の現年課税化
- (5) その他

### 3 閉 会

#### (配布資料)

- 資料 1 平成 28 年度個人住民税検討会開催要綱
- 資料 2 平成 28 年度個人住民税検討会委員名簿
- 資料 3 経済社会構造の変化を踏まえた個人住民税の今後のあり方
- 資料 4 マイナンバー制度の導入による課税事務の効率化・適正化
- 資料 5 個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子通知化について
- 資料 6 個人住民税の現年課税化について

## 平成 28 年度個人住民税検討会 開催要綱

### 1. 趣 旨

個人住民税は、様々な行政サービスの実施主体である地方団体が課税主体となって、受益者である住民に広く課税するものである。こうした特性を有する個人住民税に関し、番号制度導入後、その在り方が大きく変化することが予想されるところである。そこで、番号制度を活用した課税事務の効率化や納税者の利便性向上のための制度的・実務的な課題について、幅広く検討するために本検討会を開催する。

### 2. 名 称

本検討会の名称は、「個人住民税検討会」（以下「検討会」という。）とする。

### 3. 検 討 項 目

- (1) 経済社会構造の変化を踏まえた個人住民税の今後のあり方
- (2) マイナンバー制度の導入による課税事務の効率化・適正化
- (3) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)及び納税通知書の電子化
- (4) 個人住民税の現年課税化

### 4. 委 員

別紙のとおり。

### 5. 座 長

- (1) 検討会には、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理する。

### 5. 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは有識者に会議への出席を求め、会議においてその意見を聞くことができる。

### 6. そ の 他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

平成 28 年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

大 山 水 帆 おお やま みず ほ 川口市理財部次長兼市民税課長

神 山 弘 行 こう やま ひろ ゆき 一橋大学大学院法学研究科准教授

高 橋 邦 夫 たか はし くに お 豊島区区民部税務課長

武 田 健 三 たけ だ けん ぞう 株式会社大崎コンピュータエンヂニアリング代表取締役

林 宏 昭 はやし ひろ あき 関西大学経済学部教授

(座 長)

原 田 大 樹 はら だ ひろ き 京都大学大学院法学研究科教授

福 田 明 美 ふく だ あけ み 日本電気株式会社番号事業推進本部シニアエキスパート

まつ 松 山 正 男 まつ やま まさ お 一般社団法人地方税電子化協議会システム部長

室 雄 司 むろ ゆう じ 横浜市財政局主税部税務課長

## 資料 3

# 経済社会構造の変化を踏まえた 個人住民税の今後のあり方

# 1. 個人所得課税改革の議論

# 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要

平成27年11月  
税制調査会

## 第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

- 本年6月30日に閣議決定された「骨太方針2015」（「経済財政運営と改革の基本方針2015」）においては、「将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する」との方向性が示された。
- 当調査会では、これに先だって、平成26年11月に「一次レポート」（「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」平成26年11月7日・税制調査会）において「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」への配慮の重要性を指摘し、働き方の多様化等を踏まえ、より深く検討を行うべき課題を示した。「骨太方針2015」の方向性は、当調査会の問題意識と軌を一にするもの。

### ● 税制のあり方の検討にあたっての論点

- (個人所得課税)
  - 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し
  - 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性
  - 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築
- (資産課税)
  - 相続税の有する資産再分配機能の適切な確保
  - 「老後扶養の社会化」の進展を踏まえた遺産の社会還元
  - 「老老相続」の増加を踏まえた資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築

### ● 今後の検討にあたって

- 今後の中長期的な税制のあり方については、少子高齢化の進展や人口減少を踏まえ、勤労世代に負担が偏らず、資本蓄積を極力、阻害しないものとすることが重要。また、経済活動や資本移動のグローバル化を踏まえると、国境を越えて移動する所得に対する課税には限界があり、その中で、社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確保していく必要。
- 国民が安心して暮らせる社会を構築するという目的は、個人所得課税及び資産課税の改革のみによって達することはできない。税制のみならず、教育再生や成長戦略の実行、社会保障制度や労働政策といった関連する制度・政策との連携を含め、総合的な対応が必要。
- 家族のあり方や働き方など国民の価値観に深く関わるものであることから、幅広く丁寧な国民的議論を期待。当調査会としては、本論点整理を踏まえ、中期答申に向けてさらに検討を深化。

## ● 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

### 1. 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得者層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し

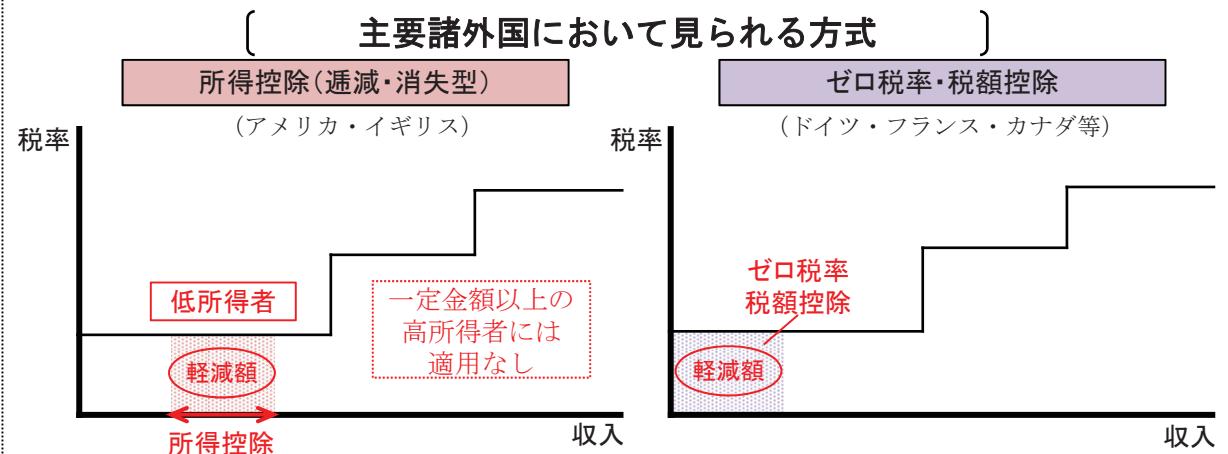
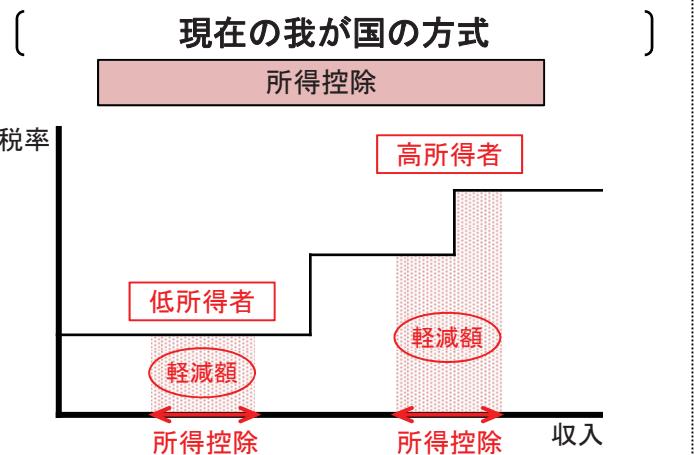
- 平成6年の税制改革において中高所得層を中心に大幅な累進緩和を実施。社会保険料負担の引上げと相まって、この四半世紀の間で、個人所得課税・社会保険料を合わせた実効負担率は、低所得層において増加する一方、中堅所得層以上において低下。
- 平成6年当時の平準化していた所得分布の状況は変化し、若年層における非正規雇用も増加するなど、人々の働き方や家族のあり方を巡る状況も大きく変化。会社が提供してきた従来のようなセーフティネット機能や家族のセーフティネット機能は低下。



- 若年層を中心とする低所得層の働く意欲を阻害せず、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しするため、
    - ・所得控除方式の見直しにより、所得再分配機能の回復を図るとともに、
    - ・「一次レポート」で提示した選択肢<sup>(※)</sup>についてさらに検討を深める必要。
- ※ A案：配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充  
B案：いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充  
C案：「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充
- 家族の形成を社会全体で支えるという視点も重要。

### 税負担能力に対する斟酌や政策上の配慮を行うための方式

- 今後、所得控除方式を探っている諸控除のあり方について、それぞれの控除の性格等も踏まえ、見直しの要否や、見直し後の新たな制度の基礎となる考え方も含めて幅広く検討していく必要。



- 限界税率が高い高額所得者ほど軽減税額が大きく、所得再分配機能を高める観点からこれに代わる制度のあり方も検討する必要。

- 我が国の所得控除方式と比べ、より累進的な税負担の構造を実現することが可能。

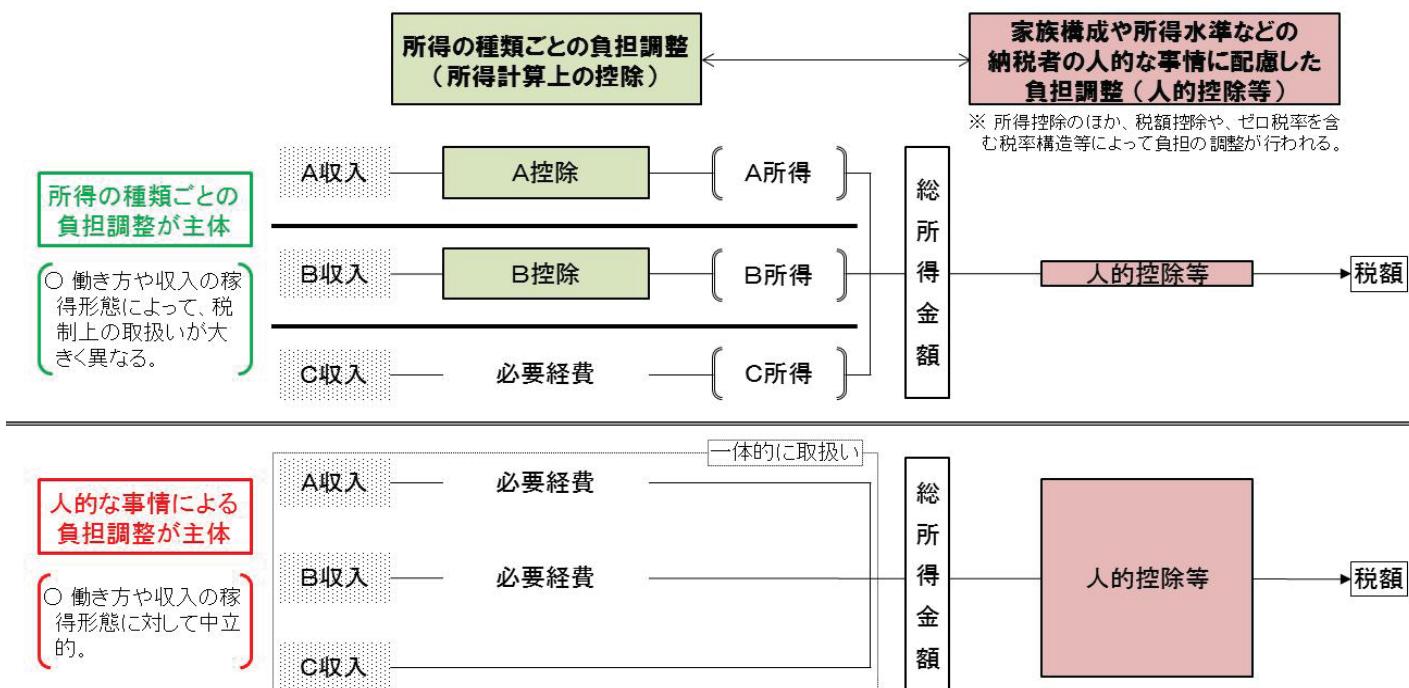
## 2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

- 働き方は、様々な面で多様化。請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が増加。給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきている。
- 家族を形成し、また、お互いの生活を支える上で十分な経済力がない場合が増加しているとの指摘もあり、家族のセーフティネット機能は低下。

- 
- 税負担の調整のあり方としては、所得再分配機能の回復や家族のセーフティネット機能の再構築といった視点から、所得の種類ごとに負担調整を行うのではなく、家族構成などの個人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の役割を高めていく必要。

### 税負担の調整における「所得計算上の控除」と「人的控除」

- 我が国では、給与所得者が納税者の大半を占めるに至る中、個人所得課税の負担軽減を行う際には、給料や年金といった所得の種類ごとに負担調整を行う「所得計算上の控除」に著しく依存した見直しを実施。他方、「人的控除」は、所得水準の伸びほどには拡充されず、その結果、税負担の調整に際して果たす役割が比較的小なものに止まる。
- 「人的控除」の役割を高める中、今後、「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方を全体として検討していく必要。



### 3. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

- 公的年金の給付水準については中長期的な調整が行われていく見込みであり、会社や家族のセーフティネット機能も低下している中、生涯を通じて低所得に陥るリスク。
- 企業年金についても、実施企業が減少し、特に中小企業においては、企業年金を実施できない企業が多いのが実情。
- 現役時の働き方や勤め先の違いが老後所得の格差に影響しているとの指摘。



- 金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に幅広く検討していく必要。
- 金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意する必要。

### ● 資産課税の改革にあたっての基本的な考え方

- 資産分布は一部の高齢者に偏在。また高齢化の進展により、相続人も高齢者となるいわゆる「老老相続」が増加。
- 今後、少子化に伴う相続人数の減少等により、相続を機会に高齢世代内の資産格差が次世代に引き継がれる可能性は一層増加。



- 相続税の有する資産再分配機能が適切に確保されるかについて、平成25年度改正の影響をよく見極めながら、検討していく必要。

- 公的な社会保障制度の充実による「老後扶養の社会化」が、高齢者の資産の維持・形成に寄与。



- 遺産による寄付等を促進するなど、遺産を子・孫といった家族内のみで承継せずに、その一部を社会に還元することにより、次世代における機会の平等や世代内の公平の確保等に資する方策を検討することが重要。

- 「老老相続」の増加に伴い、相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフト。



- 贈与税のあり方については、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について、相続税との関係も含め、更に幅広く検討していく必要。

## 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(地方税関係)の概要

平成27年11月  
税制調査会

### ● 地域の公的サービスを支える個人所得課税（個人住民税）のあり方

- 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。  
→ 地方公共団体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠
- 個人住民税は地域社会の会費的性格（地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分担するという独自の性格）を有している。  
→ 均等割の存在  
    所得割（比例税率）における低めの課税最低限の設定
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。  
→ 社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク



- 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体の財源の適切な確保という観点が極めて重要。
  - ・ 個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
  - ・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しないこと**も重要
- 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、納税義務者数の減少を招かないように留意。
- 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性**も念頭に置く必要。

# 平成28年度与党税制改正大綱（個人所得課税関係部分抜粋）

## 第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

平成27年12月16日  
自由民主公明党

(略)

少子高齢化に歯止めをかけるためには、結婚・子育ての希望を実現しにくい状況を克服し、子育てにやさしい社会を創る必要がある。女性の活躍を促進するとともに、生まれてきた子どもたちが、意欲と能力に応じて、家庭の経済事情によって左右されることなく質の高い教育を受けられるよう、未来への投資としての教育再生を進めることが重要である。税制においても、働く意欲のある女性にとって働きやすい環境を整備するための見直しを、丁寧に検討していく。また、若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、就学困難な学生の支援等を行う。

(略)

### 2 少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組み

#### (1) 少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直しに向けた検討

個人所得課税については、平成6年の税制改革において中堅所得層以上に対する税負担の累進緩和を行ってから約20年が経過した。この間、わが国の社会・経済は著しい構造変化を遂げている。非正規雇用比率は上昇を続け、正規雇用労働者のように勤続年数に応じた収入の増加を見込めない者が増えている。こうした中、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増えており、結婚や子育てに関する希望を実現しにくい状況にある。生活を支えるために夫婦ともに働く世帯が増加しているなど、働き方にも大きな変化が生じている。

こうした構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、所得の拡大につながる各般の政策を推進するとともに、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要がある。その一環として、個人所得課税について、税収中立の考え方の下、以下のとおり各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。

若年層・低所得層に配慮する観点から、所得再分配機能を高めるための人的控除等の見直しを行う中で、働きたい女性が就業調整を行うことを意識しなくて済むような仕組みを構築する方向で検討を進める。その際、家庭内や地域において女性が果たしている役割を正しく評価するとともに、家族の形成を社会全体で支えていく必要があることに留意しなければならない。

子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子ども・子育て支援新制度の実施状況など、現物給付も含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討する。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が多様化していることを踏まえ、所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を含め、各種控除のあり方を検討する。あわせて、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようになるなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

なお、金融所得に対する課税のあり方については、法人実効税率の引下げも踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、検討する。

また、社会・経済の構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保していくためには、各々の地域において地方公共団体が提供する行政サービスの充実や質の向上が不可欠である。個人住民税については、その財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。

# 経済財政運営と改革の基本方針2016（抄）

〔平成28年6月2日 閣議決定〕

## 第2章 成長と分配の好循環の実現

### 1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路の根本にある構造的な問題への対応

#### （3）就業を希望とする女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等

（略）

女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。税制については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。

（略）

## 第3章 歳入改革、資産・債務の圧縮

### 5. 主要分野ごとの改革の取組

#### （5）歳入改革、資産・債務の圧縮

##### ①歳入改革

（税制の構造改革）

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

特に、個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理に沿って、同調査会における更なる議論も踏まえつつ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行う。

国際的な租税回避等を巡る近年の動きを踏まえ、グローバルなビジネスの構造変化に対応した国際課税制度の再構築（「B E P S プロジェクト」の勧告への対応等）や税務当局間の情報交換の推進、税務コンプライアンスの確保等について、制度・執行の両面から更なる取組を進める。

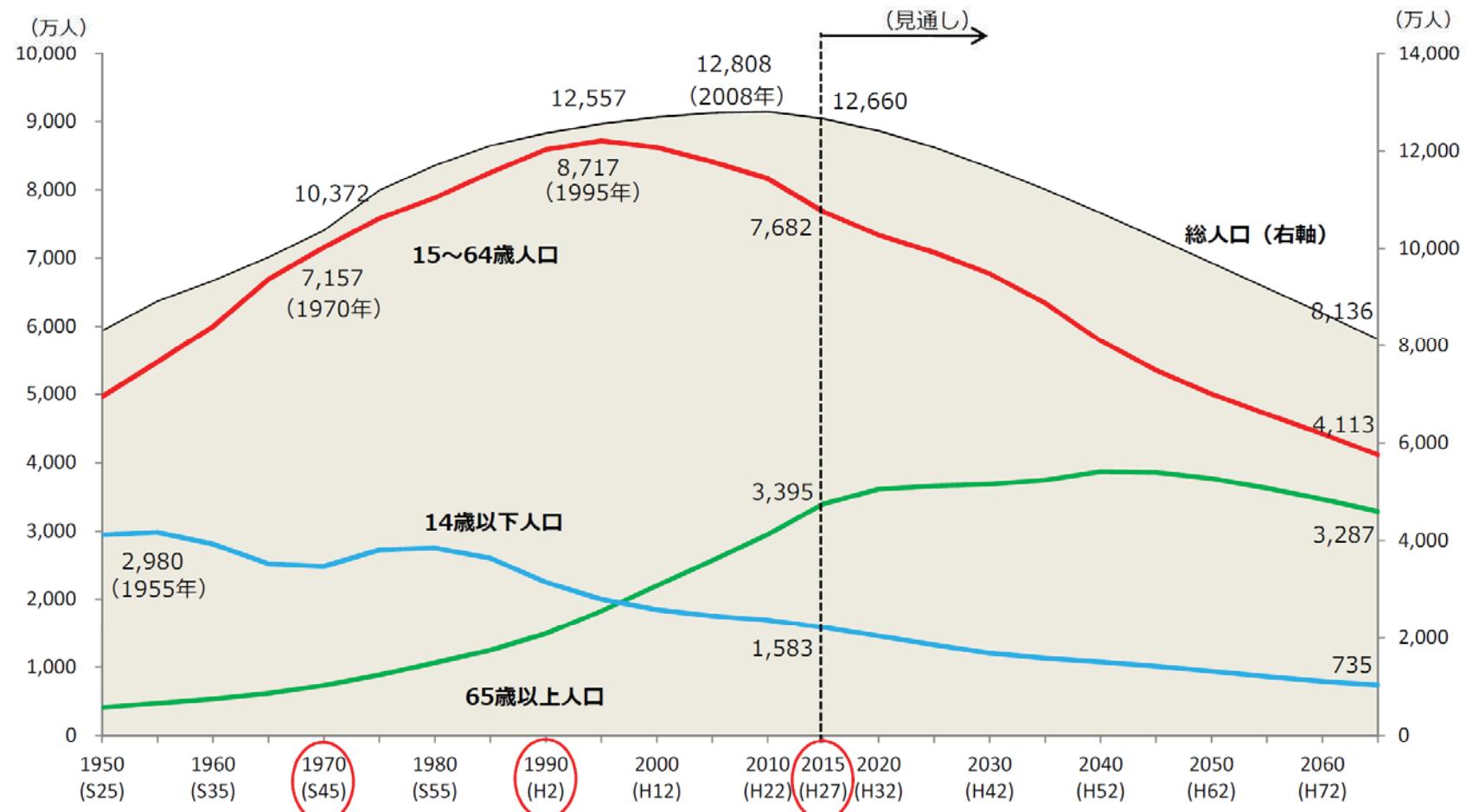
## 2. 個人住民税に関する経済社会構造の変化

## 総人口と年齢区分別人口の推移・見通し

平成27年7月17日  
政府税制調査会資料

○ 総人口は、2008年をピークに減少していくことが見込まれる。生産年齢人口は、それより早い1995年をピークとし、総人口より速いペースで減少する見込み。

- ・ 総人口 【1970年→1995年→2015年→2065年】: 10,372 → 12,557 → 12,660 (+0.8%) → 8,136万人 (▲35.2%)
  - ・ 生産年齢人口 【1970年→1995年→2015年→2065年】: 7,157 → 8,717 → 7,682 (▲11.9%) → 4,113万人 (▲52.8%)
- ※括弧書きは対1995年比



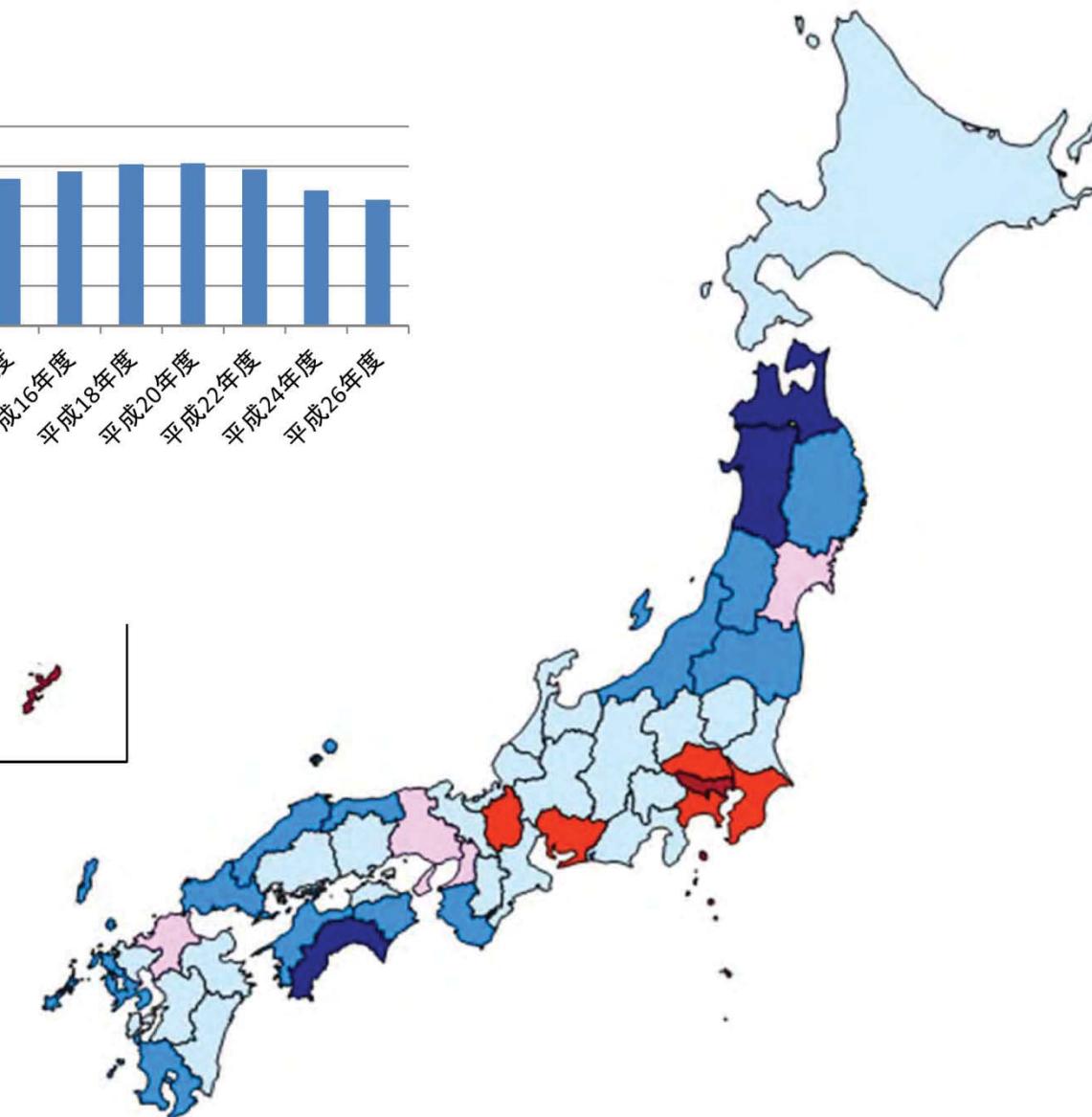
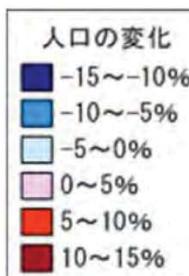
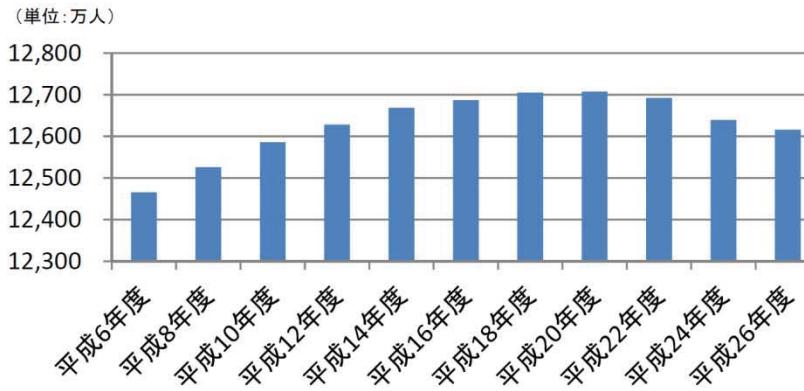
(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」  
(各年10月1日現在人口)、厚生労働省「人口動態統計」

(注)年齢別人口には年齢不詳の人口を含めていない。

# 都道府県別の人団変化(平成6年度→平成26年度)

平成27年7月17日  
政府税制調査会資料

## 全国の人口変化



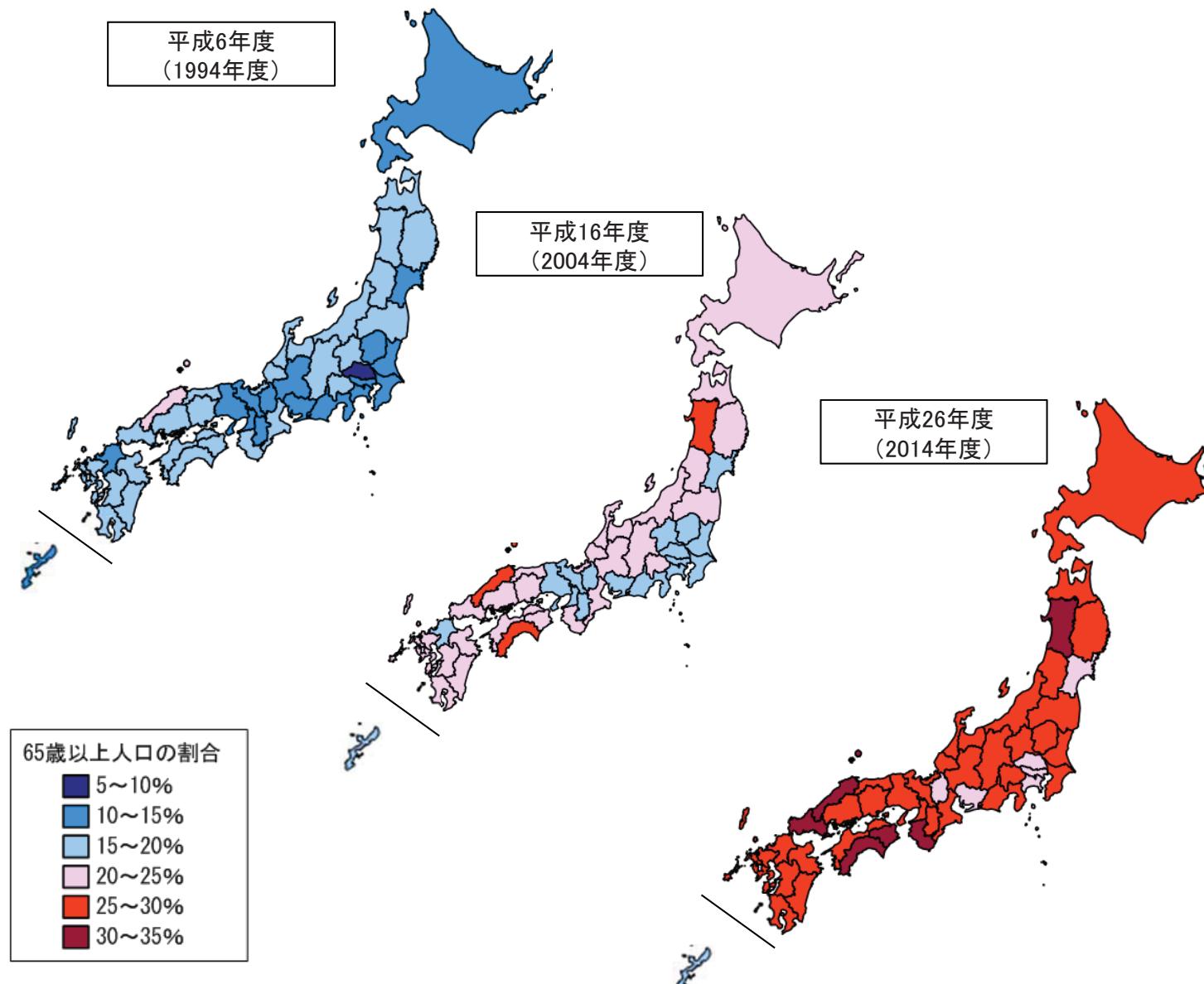
(単位: %)

	26年度/6年度 (増減率)
北海道	▲ 4.7
青森県	▲ 10.5
岩手県	▲ 9.4
宮城県	0.6
秋田県	▲ 14.1
山形県	▲ 9.7
福島県	▲ 8.4
茨城県	▲ 0.7
栃木県	▲ 0.2
群馬県	▲ 1.3
埼玉県	7.6
千葉県	6.8
東京都	11.5
神奈川県	9.9
新潟県	▲ 6.6
富山県	▲ 4.7
石川県	▲ 1.8
福井県	▲ 4.1
山梨県	▲ 3.7
長野県	▲ 3.0
岐阜県	▲ 2.5
静岡県	▲ 0.4
愛知県	8.2
三重県	▲ 1.1
滋賀県	9.9
京都府	▲ 0.8
大阪府	1.2
兵庫県	2.1
奈良県	▲ 2.8
和歌山県	▲ 9.2
鳥取県	▲ 6.4
島根県	▲ 9.5
岡山県	▲ 1.5
広島県	▲ 1.3
山口県	▲ 8.8
徳島県	▲ 7.9
香川県	▲ 3.5
愛媛県	▲ 7.1
高知県	▲ 10.0
福岡県	3.9
佐賀県	▲ 4.7
長崎県	▲ 9.6
熊本県	▲ 2.9
大分県	▲ 5.0
宮崎県	▲ 4.7
鹿児島県	▲ 6.1
沖縄県	13.0
全国	1.2
三大都市圏	3.6
その他の地域	▲ 4.3

(注) 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県としている(以下同様)。  
(出所) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成(外国人住民を除く)。

# 都道府県別の65歳以上人口の割合の変化

平成27年7月17日  
政府税制調査会資料

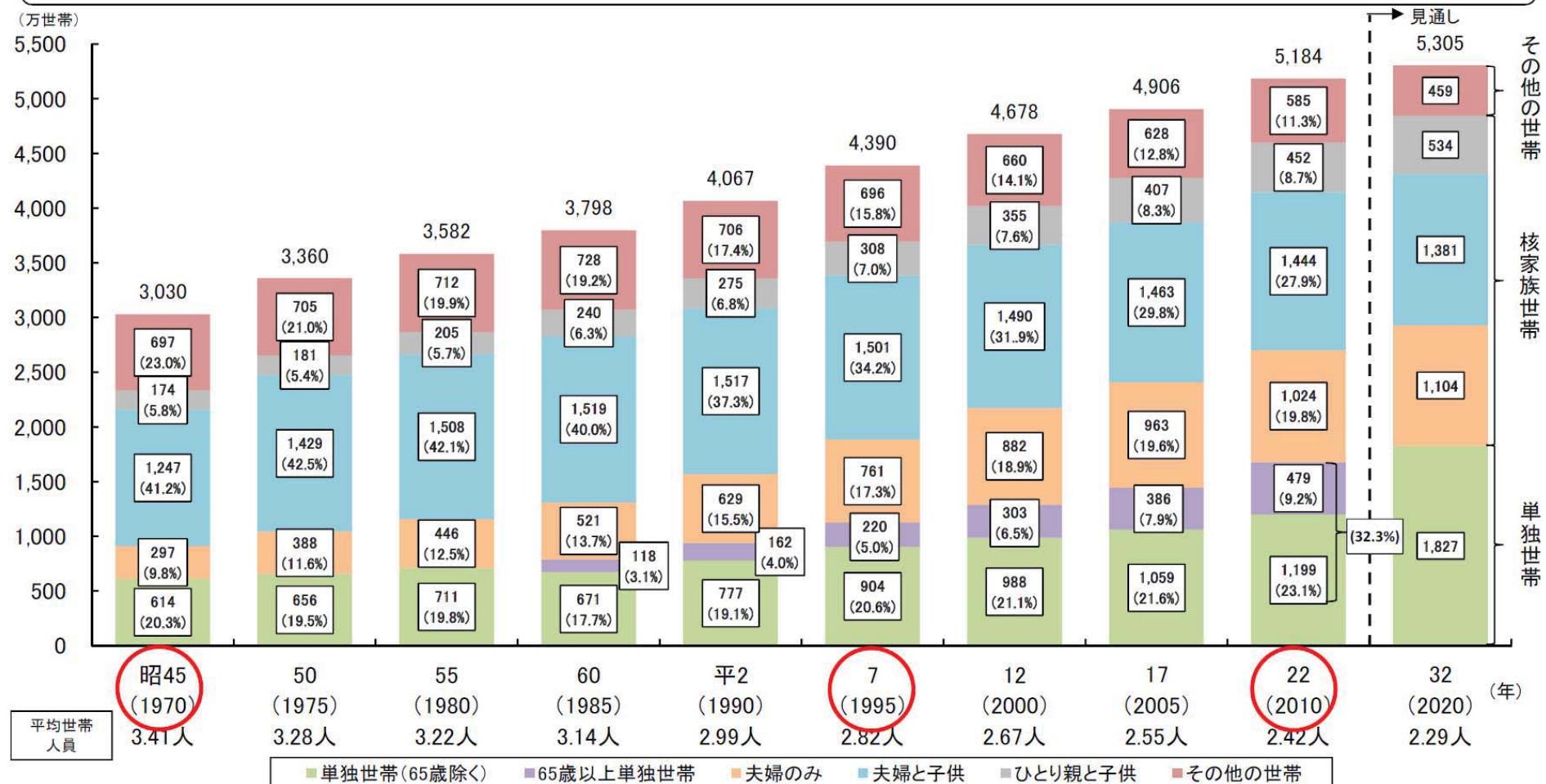


(出所) 総務省「人口推計」より作成。

	6年度	16年度	26年度
北海道	14.3	20.8	28.1
青森県	15.4	21.7	29.0
岩手県	17.2	23.9	29.6
宮城県	14.1	19.3	24.6
秋田県	18.8	26.1	32.7
山形県	19.2	24.9	29.9
福島県	16.8	22.1	27.8
茨城県	13.6	18.5	25.8
栃木県	14.3	18.8	25.2
群馬県	15.1	20.0	26.8
埼玉県	9.7	15.5	24.0
千葉県	10.8	16.8	25.4
東京都	12.5	18.0	22.5
神奈川県	10.6	16.2	23.3
新潟県	17.8	23.4	29.1
富山県	17.5	22.7	29.7
石川県	15.8	20.4	27.1
福井県	17.2	22.2	27.8
山梨県	16.9	21.3	27.5
長野県	18.5	23.2	29.2
岐阜県	14.8	20.3	27.3
静岡県	14.4	19.9	26.9
愛知県	11.4	16.6	23.2
三重県	15.5	20.8	27.1
滋賀県	13.7	17.5	23.4
京都府	14.4	19.7	26.9
大阪府	11.3	17.5	25.7
兵庫県	13.7	19.1	26.3
奈良県	13.2	19.1	27.8
和歌山県	17.6	23.2	30.5
鳥取県	18.7	23.6	29.1
島根県	21.2	26.7	31.7
岡山県	17.0	22.0	28.1
広島県	15.4	20.4	27.1
山口県	18.4	24.3	31.3
徳島県	18.2	23.9	30.1
香川県	17.6	22.7	29.2
愛媛県	18.0	23.3	29.7
高知県	19.9	25.3	32.1
福岡県	14.5	19.2	25.1
佐賀県	17.3	22.1	26.9
長崎県	17.1	22.8	28.9
熊本県	17.8	23.2	28.1
大分県	18.0	23.8	29.6
宮崎県	16.7	22.8	28.6
鹿児島県	19.1	24.3	28.7
沖縄県	11.8	16.1	19.0
全国	14.1	19.5	26.0
三大都市圏	12.6	18.1	25.4
その他の地域	16.8	22.1	28.2

## 家族類型別世帯数の推移

- 1985年までは、「夫婦と子供のみ世帯」が4割を超えていたが、その後減少し、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」の割合が増加している。
  - ・夫婦と子供のみ世帯【1970年→2010年】: 41.2%→27.9% (▲13.3%ポイント)
  - ・単独世帯 【1970年→2010年】: 20.3%→32.3% (+12.0%ポイント)
  - ・夫婦のみの世帯 【1970年→2010年】: 9.8%→19.8% (+10.0%ポイント)



(備考)・世帯数は一般世帯の数値。数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

・昭和45年～昭和55年、平成32年の単独世帯は65歳以上単独世帯も含む。

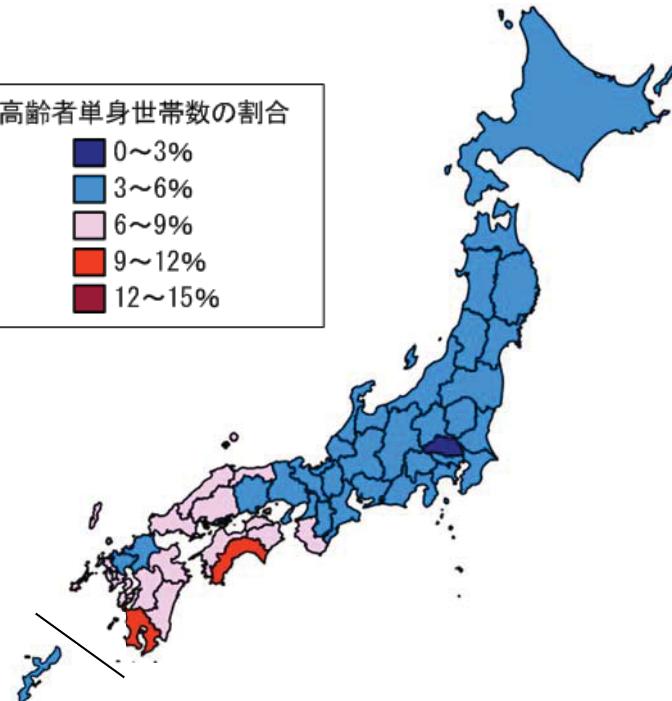
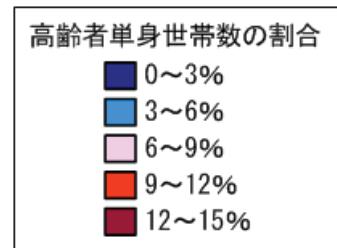
(出所) 平成22年(2010)以前：総務省「国勢調査報告」

平成32年(2020)：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来集計(平成25年1月推計)」中位推計

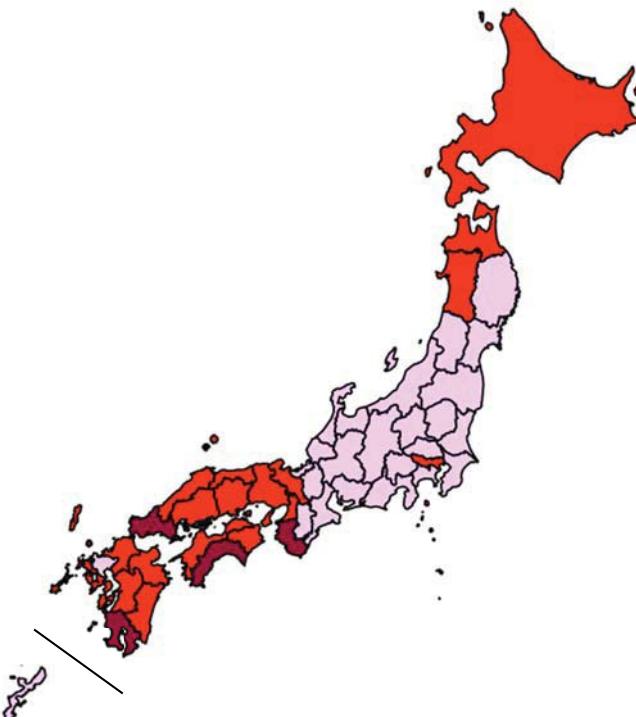
# 都道府県別の総世帯数に占める高齢者単身世帯数の割合の変化

平成27年7月31日  
政府税制調査会資料

平成7年度  
(1995年度)



平成22年度  
(2010年度)



(単位:%)

	7年度	22年度	22年度/7年度 (増加率)	
北海道	5.6	10.8	94.3	
青森県	4.9	9.8	100.0	
岩手県	4.6	9.0	93.6	
宮城県	3.4	7.0	105.0	
秋田県	5.0	10.1	101.3	
山形県	4.1	7.6	86.0	
福島県	4.4	8.3	86.4	
茨城県	3.3	6.9	108.2	
栃木県	3.6	7.1	99.4	
群馬県	4.3	8.3	94.6	
埼玉県	2.7	7.2	170.7	
千葉県	3.1	7.6	143.7	
東京都	5.3	9.7	83.8	
神奈川県	3.6	8.0	124.8	
東北	新潟県	4.1	7.8	90.9
	富山県	4.3	8.2	91.0
北陸	石川県	4.6	8.2	79.8
	福井県	4.7	7.7	65.4
関東	山梨県	5.0	8.9	78.4
	長野県	4.9	8.6	76.9
東海	岐阜県	3.9	7.8	98.6
	静岡県	3.6	7.6	108.4
	愛知県	3.6	7.4	105.9
近畿	三重県	5.3	8.9	66.9
	滋賀県	3.7	6.5	76.4
	京都府	5.8	9.8	68.3
	大阪府	5.5	11.3	103.8
	兵庫県	5.6	10.6	87.9
	奈良県	4.5	9.0	98.1
	和歌山県	7.9	12.8	62.6
中国	鳥取県	6.1	9.2	50.0
	島根県	7.0	10.4	49.4
	岡山県	6.0	9.5	59.3
	広島県	6.3	10.1	61.4
	山口県	7.8	12.6	61.5
	徳島県	6.5	10.7	63.6
四国	香川県	6.3	9.8	56.5
	愛媛県	7.6	11.7	54.4
	高知県	9.5	13.9	46.2
	福岡県	5.8	10.0	70.5
	佐賀県	5.7	8.8	53.6
	長崎県	7.6	11.3	49.0
	熊本県	6.5	10.0	53.5
	大分県	7.3	11.1	52.4
	宮崎県	7.5	11.6	54.6
	鹿児島県	11.0	14.0	27.2
	沖縄県	5.2	7.8	50.1
全国	全国	5.0	9.2	84.7

市町村の状況 (平成7年)

(単位:%)

	全国	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
特別区	5.9	-	-	5.9	-	-	-	-	-	-	-
政令市	4.9	4.3	3.4	3.4	4.5	-	6.7	5.2	-	5.8	-
中核市	5.0	6.4	4.2	3.6	3.4	4.3	5.4	5.4	6.3	5.8	-
特例市	4.0	-	3.7	3.3	3.3	4.3	4.5	8.2	-	8.2	-
その他の県庁所在市	5.3	-	4.2	-	5.3	-	-	5.5	5.7	5.3	5.4
その他の市	4.9	5.8	4.7	3.5	3.6	4.7	4.7	7.3	8.0	8.4	4.7
町村	5.8	6.7	4.5	4.1	4.0	4.6	5.9	8.7	9.2	7.8	6.1
全市町村	5.0	5.6	4.3	4.0	3.9	4.5	5.6	6.6	7.5	7.2	5.2

市町村の状況 (平成22年)

(単位:%)

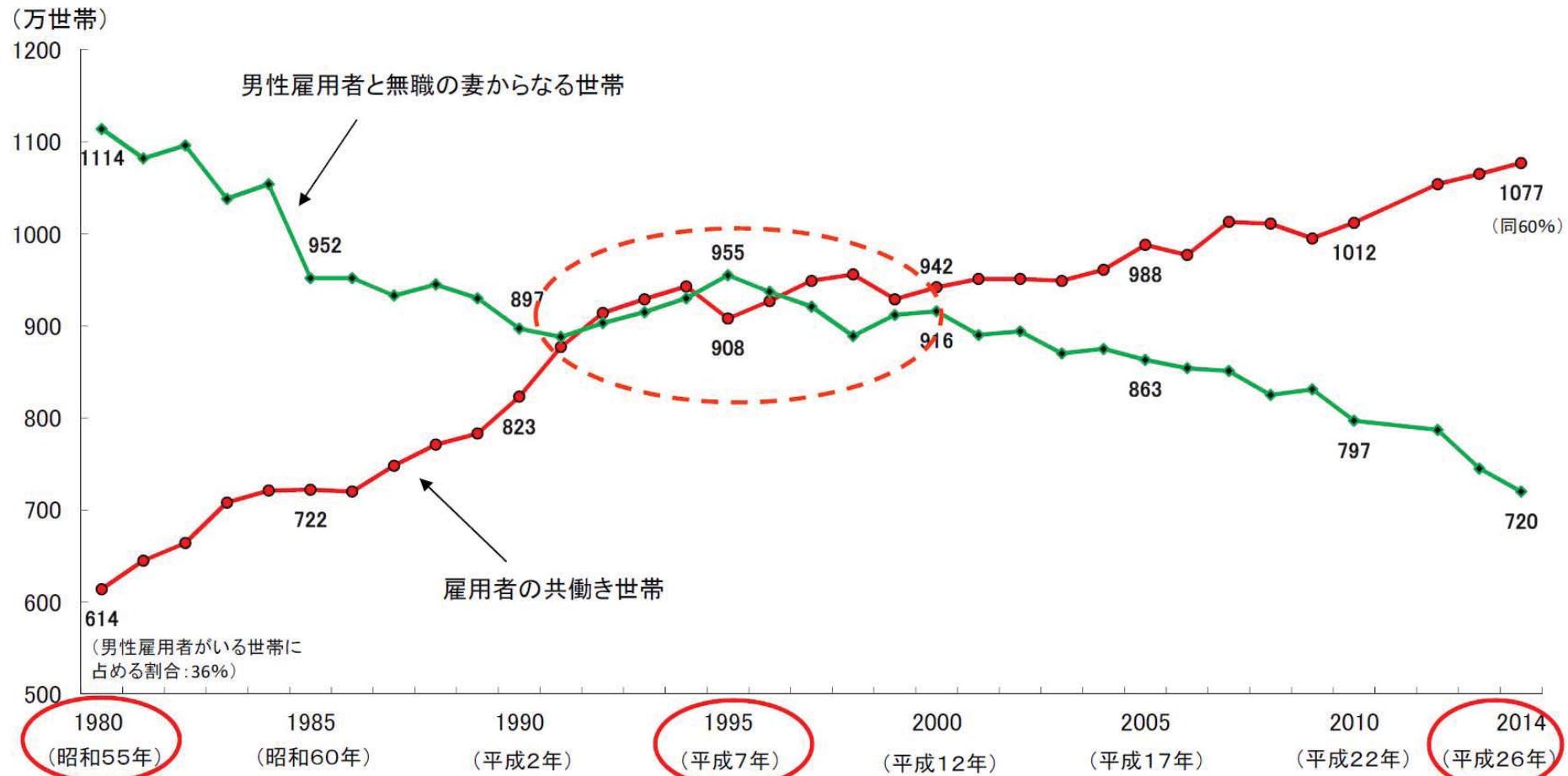
	全国	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
特別区	10.1	-	-	10.1	-	-	-	-	-	-	-
政令市	9.4	9.2	6.9	7.8	8.9	-	12.2	8.8	-	10.0	-
中核市	9.2	12.7	8.6	7.9	6.6	8.0	10.5	9.4	10.2	9.5	-
特例市	8.4	-	7.5	7.5	7.5	7.7	9.9	12.0	-	11.9	-
その他の県庁所在市	9.0	-	8.2	-	9.1	-	-	9.1	9.8	8.7	8.8
その他の市	9.0	11.1	8.9	7.9	7.1	8.2	9.1	11.4	12.1	12.0	7.3
町村	9.8	12.2	8.6	8.1	7.6	8.2	10.2	12.6	13.5	11.2	7.7
全市町村	9.2	10.8	8.3	8.4	7.7	8.1	10.6	10.4	11.5	10.9	7.8

(出所) 総務省「国勢調査」より作成。

## 共働き等世帯数の推移

平成27年7月17日  
政府税制調査会資料

○共働き世帯は年々増加。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、1980年には36%であったが、1990年代に入ると、専業主婦世帯数と共働き世帯数が拮抗し、1997年以降は専業主婦世帯数を逆転した。2000年代に入ると、この傾向は更に鮮明となり、2014年には60%にまで上昇。



- (備考) 1. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。  
 2. 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
 3. 就業者から農林業及び自営業者・家族従業者は除いた。  
 4. 平成23年は東日本大震災の影響により集計していない期間があり、年次結果は公表されていない。

(出所)「労働力調査特別調査」「労働力調査」(総務省)より作成。

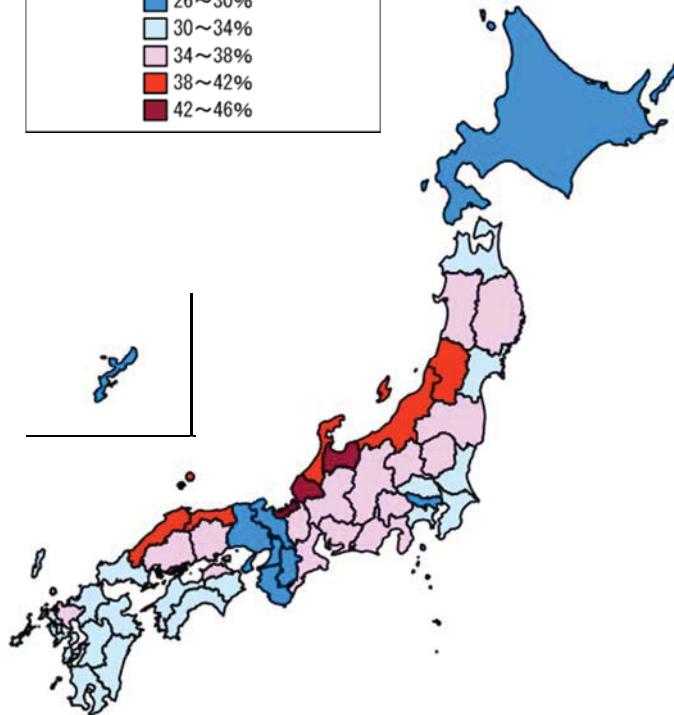
# 共働き世帯及び雇用者の割合

平成27年7月31日  
政府税制調査会資料

共働き世帯の割合(平成22年)

夫・妻とも雇用者である世帯の割合

- 22~26%
- 26~30%
- 30~34%
- 34~38%
- 38~42%
- 42~46%



(備考) 割合は、夫婦のいる世帯に占める夫・妻とも雇用者である世帯の割合。

世帯主とその配偶者がともに雇用者である世帯を1世帯として集計。

(出所) 総務省「国勢調査」より作成。

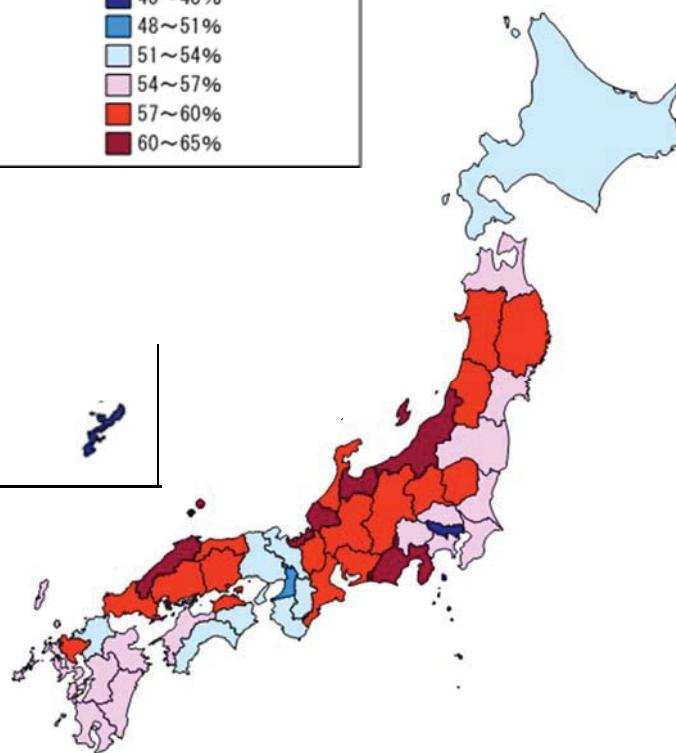
(単位:%)

	22年
北海道	29.6
青森県	33.0
岩手県	36.0
宮城県	33.9
秋田県	35.9
山形県	40.7
福島県	36.3
茨城県	33.5
栃木県	36.2
群馬県	35.4
埼玉県	32.8
千葉県	31.5
東京都	28.9
神奈川県	31.4
新潟県	40.7
富山県	43.3
石川県	40.7
福井県	43.5
山梨県	34.2
長野県	36.7
岐阜県	37.1
静岡県	37.0
愛知県	34.9
三重県	35.5
滋賀県	36.2
京都府	29.3
大阪府	26.9
兵庫県	29.8
奈良県	26.4
和歌山县	27.2
鳥取県	38.9
島根県	40.4
岡山県	34.2
広島県	34.3
山口県	32.6
徳島県	31.9
香川県	35.2
愛媛県	30.4
高知県	30.7
福岡県	30.8
佐賀県	36.2
長崎県	31.6
熊本県	33.4
大分県	32.6
宮崎県	32.4
鹿児島県	31.0
沖縄県	28.7
全国	32.5

生産年齢人口に占める雇用者の割合(平成22年)

生産年齢人口に占める雇用者の割合

- 45~48%
- 48~51%
- 51~54%
- 54~57%
- 57~60%
- 60~65%



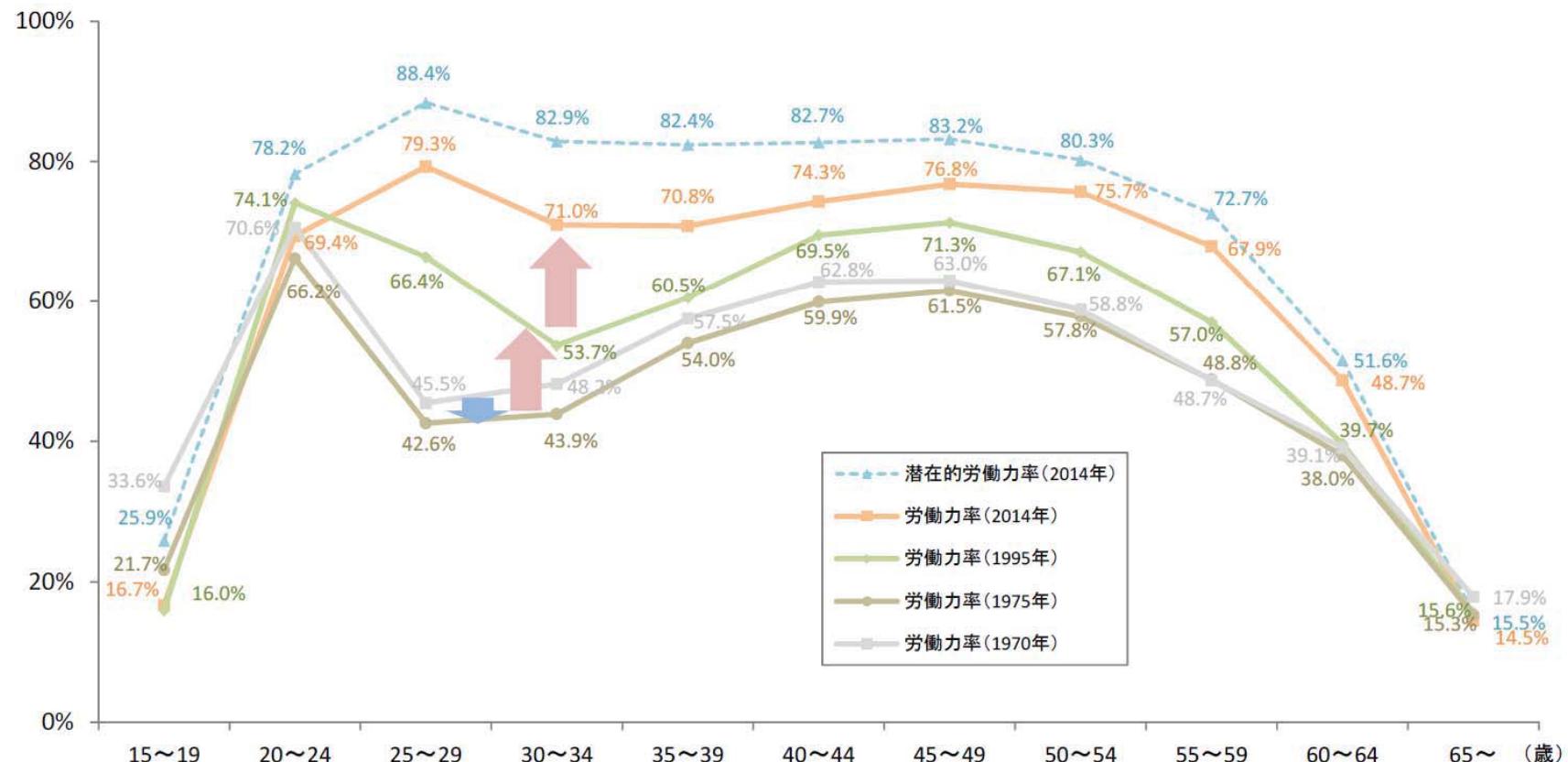
(出所) 総務省「国勢調査」より作成。

(単位:%)

	22年
北海道	53.4
青森県	54.4
岩手県	58.4
宮城県	55.4
秋田県	58.0
山形県	59.3
福島県	56.3
茨城県	56.0
栃木県	57.1
群馬県	57.3
埼玉県	55.5
千葉県	55.4
東京都	45.5
神奈川県	54.6
新潟県	60.8
富山県	63.3
石川県	59.4
福井県	61.9
山梨県	55.4
長野県	59.8
岐阜県	59.0
静岡県	60.6
愛知県	57.6
三重県	58.9
滋賀県	58.5
京都府	51.7
大阪府	49.7
兵庫県	53.9
奈良県	51.3
和歌山县	52.4
鳥取県	58.7
島根県	61.4
岡山県	57.1
広島県	57.6
山口県	58.5
徳島県	52.5
香川県	58.1
愛媛県	54.7
高知県	51.6
福岡県	52.9
佐賀県	57.7
長崎県	55.6
熊本県	55.1
大分県	56.7
宮崎県	55.0
鹿児島県	54.8
沖縄県	47.6
全国	54.4

## 女性の労働参加の状況

- 女性の労働力率を長期的にみると、1970年代半ばにかけて低下した後、上昇傾向にあり、「M字カーブ」は緩やかになりつつある。
- 他方、子育て等により就業を諦めている女性のうち、可能であれば就業したいと考えている女性約300万人(全年齢)を含めた「潜在的労働力率」では、25～54歳において80%超となっている。



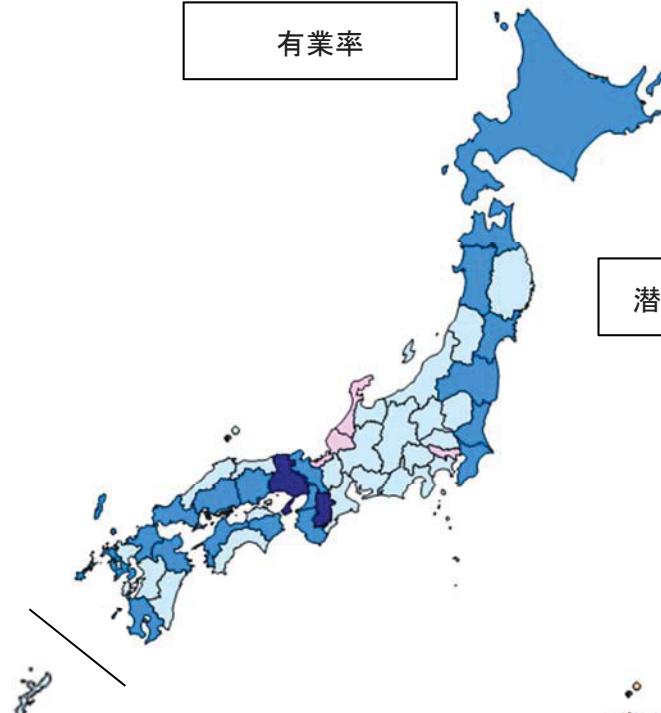
(出典)総務省「労働力調査」

(注)労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。潜在的労働力率は、15歳以上人口に占める潜在的労働力人口(労働力人口+就業希望者)の割合。就業率は、15歳以上人口に占める就業者の割合。

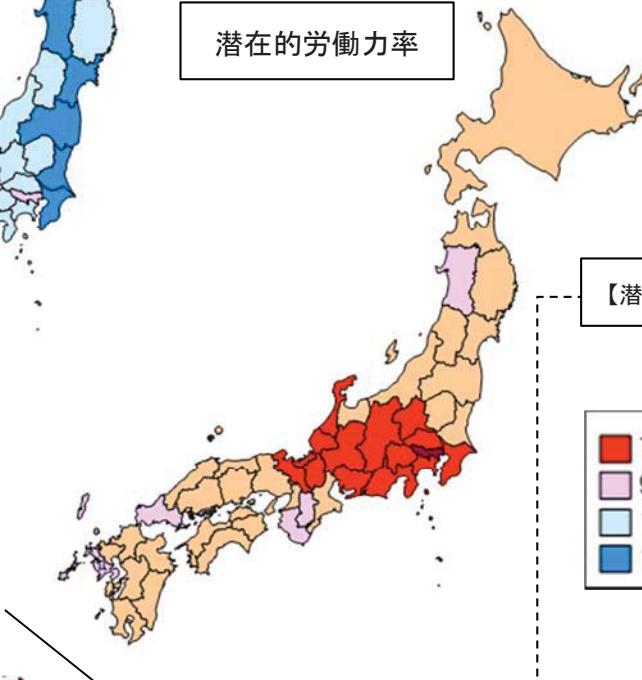
# 都道府県別の女性の労働状況

平成27年9月18日  
政府税制調査会資料

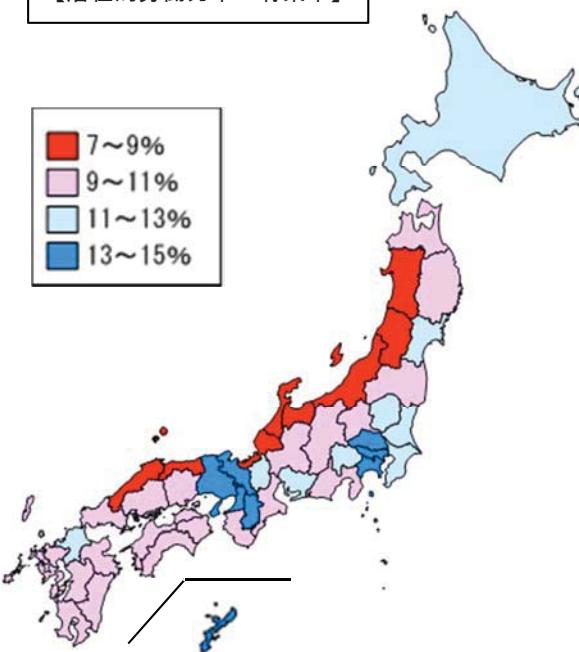
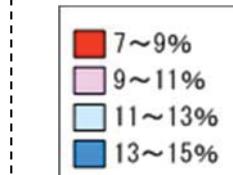
有業率



潜在的労働力率



【潜在的労働力率－有業率】



(単位: %)

	24年		
	有業率 (a)	潜在 労働力率 (b)	差 (b)-(a)
北海道	44.7	56.8	12.1
青森県	46.9	57.0	10.1
岩手県	48.3	57.8	9.5
宮城県	46.9	59.0	12.1
秋田県	44.8	53.6	8.8
山形県	49.8	58.1	8.3
福島県	46.0	56.6	10.6
茨城県	47.5	58.8	11.3
栃木県	48.7	60.0	11.3
群馬県	50.2	60.7	10.4
埼玉県	48.1	61.6	13.5
千葉県	47.9	60.8	12.8
東京都	52.2	65.5	13.3
神奈川県	48.4	62.5	14.1
新潟県	48.7	56.9	8.3
富山県	51.1	59.3	8.2
石川県	52.2	60.6	8.4
福井県	53.0	60.9	7.9
山梨県	50.4	61.5	11.1
長野県	51.1	60.6	9.5
岐阜県	50.9	61.1	10.2
静岡県	50.8	61.6	10.8
愛知県	50.7	62.7	12.0
三重県	49.2	59.6	10.4
滋賀県	49.5	61.1	11.6
京都府	47.0	60.4	13.3
大阪府	46.1	59.5	13.5
兵庫県	43.8	56.9	13.1
奈良県	42.5	55.8	13.3
和歌山县	44.8	55.5	10.7
鳥取県	49.2	58.1	8.9
島根県	48.9	56.2	7.3
岡山県	47.9	58.6	10.8
広島県	46.9	57.6	10.7
山口県	45.2	54.8	9.6
徳島県	46.3	56.1	9.9
香川県	48.1	58.2	10.1
愛媛県	46.4	56.6	10.2
高知県	48.5	57.8	9.3
福岡県	47.0	59.6	12.6
佐賀県	50.2	59.4	9.2
長崎県	46.2	55.4	9.2
熊本県	48.7	59.1	10.4
大分県	46.0	56.5	10.5
宮崎県	49.3	59.4	10.1
鹿児島県	47.4	57.6	10.2
沖縄県	48.4	63.4	15.0
全国	48.2	60.1	11.9

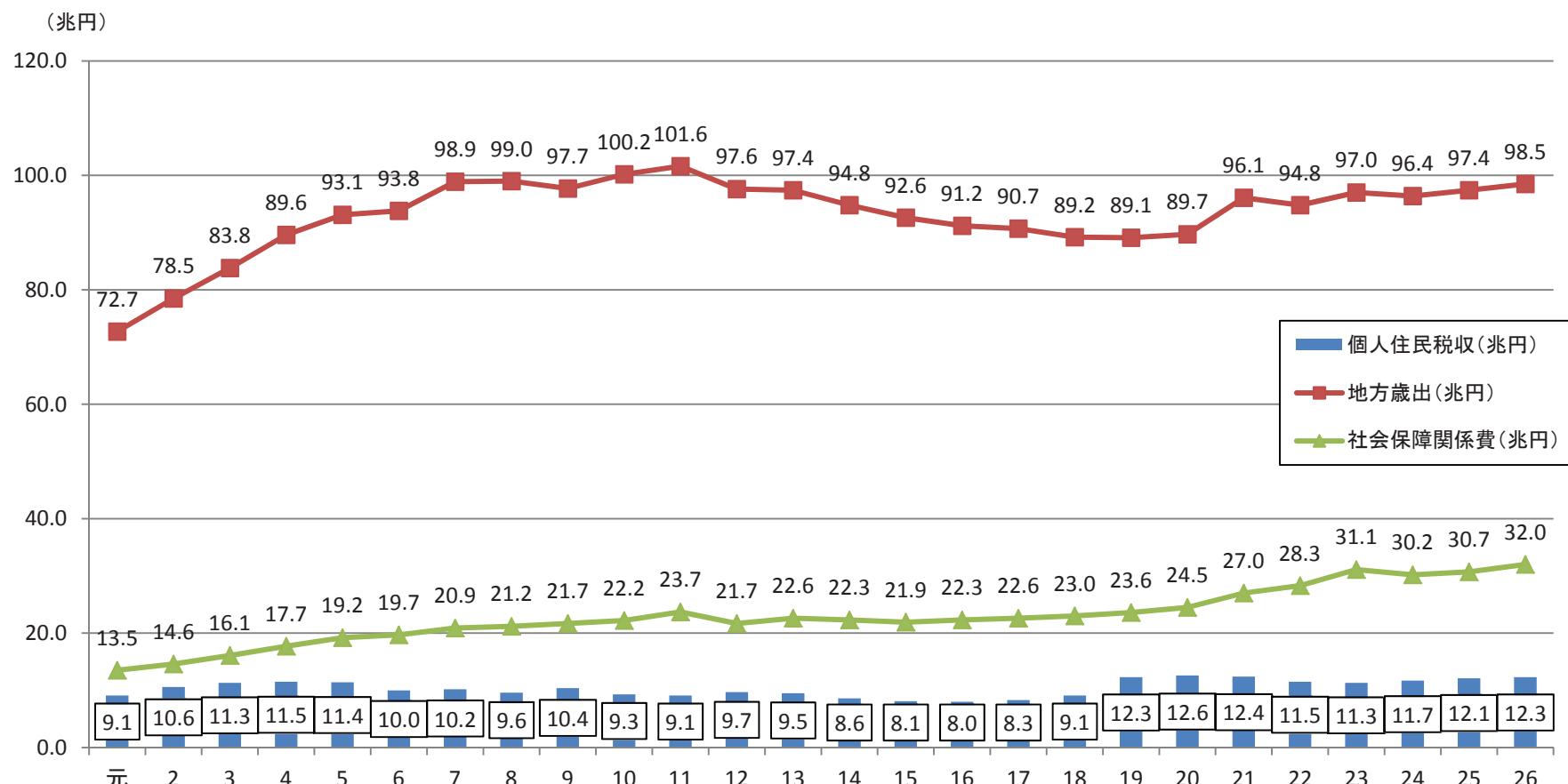
(備考) 潜在的労働力率は、15歳以上人口に占める潜在的労働力人口(有業者+就業希望者)の割合。

(出所) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

### 3. 個人住民税の役割

## 地方団体歳出と個人住民税収の推移

- 地方歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費が増加する一方で、行政改革等により、人件費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。  
(平成26年度の社会保障関係費は、平成元年度の2.37倍となり、地方歳出全体に占める割合も、平成元年の18.6%から32.5%に増加している。)
- 個人住民税は、安定的な財源として、地方歳出全体の概ね1割程度を賄ってきている。



※地方歳出の決算額は、「地方財政白書」(総務省)の純計額である。

※社会保障関係費は、民生費、衛生費、労働費のうち失業対策費及び土木費のうち住宅費の純計額である。

# 社会保障の役割分担

- 年金：国の役割
- 保育・介護・医療：主として市町村の役割

## 役割分担

国	年金	・年金給付に関する事務
地方 市 町 村	保育	・保育所の運営 都道府県：財政支援 国：保育制度の立案、財政支援
	介護	・介護保険事業の運営 都道府県：介護保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：介護保険制度の立案、財政支援
	医療 (※1)	・国民健康保険事業の運営(※2) 都道府県：国民健康保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：医療制度の立案、財政支援

※1 医療については、「国民健康保険」の他に、「協会健保」、「組合保険」及び「共済組合」があり、それぞれ役割・公費負担は異なる。

※2 平成30年度から、都道府県が財政運営責任主体となる新制度へ移行

## 平成26年度決算額

年金 10.7兆円

※ 国民年金(基礎年金部分)の給付費のうち国庫負担分

国 10.7兆円 (100%)

介護 4.9兆円

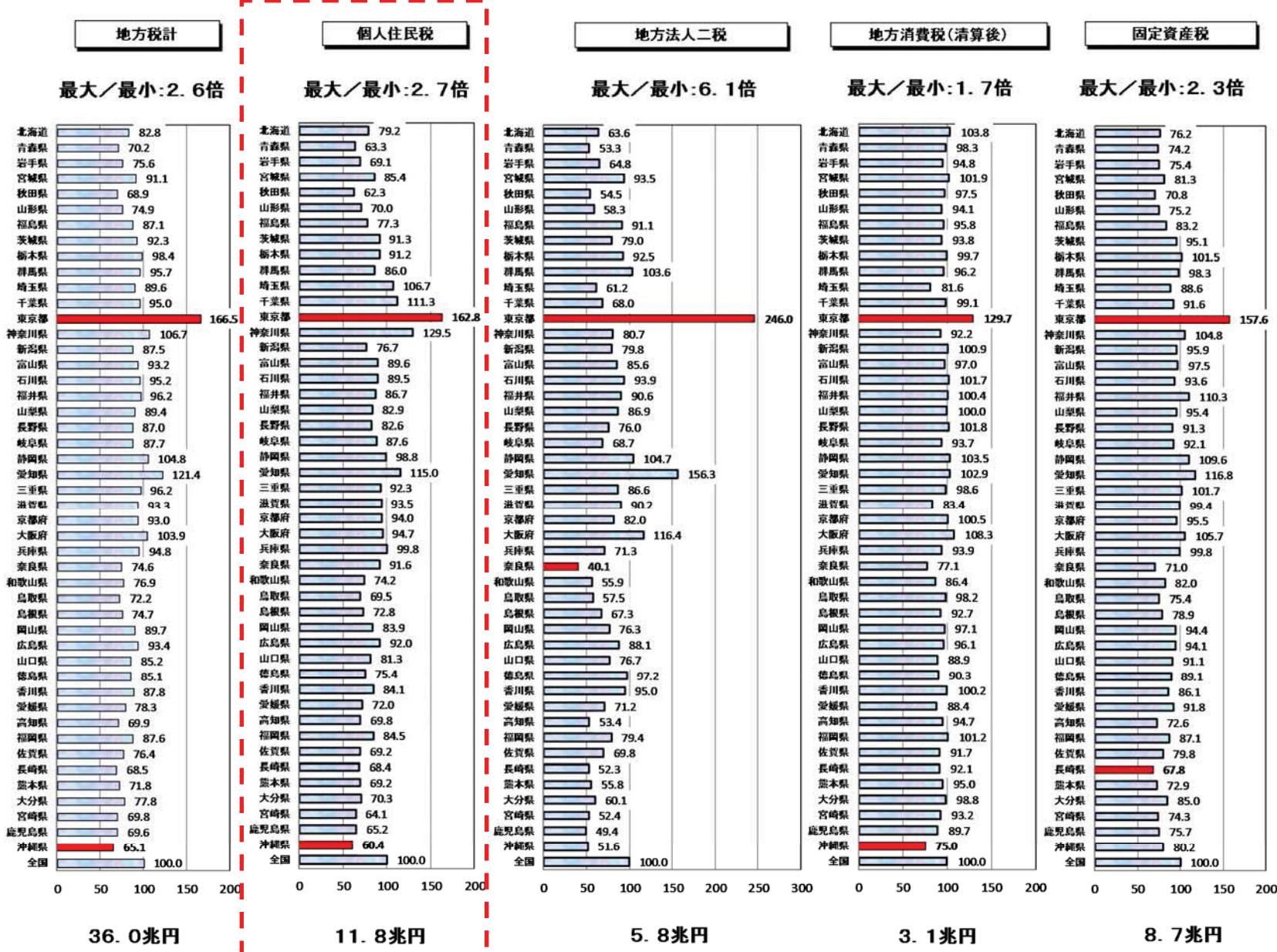


医療(例：国民健康保険) 5.0兆円



※年金、介護、医療とも公費負担部分の総額及び割合であり、保険料等除き。

## 人口一人当たりの税収額の指数(平成26年度決算額)



※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

## 課税標準額が100万円以下の納税義務者の総所得金額等の合計額が 全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合(H27年度)

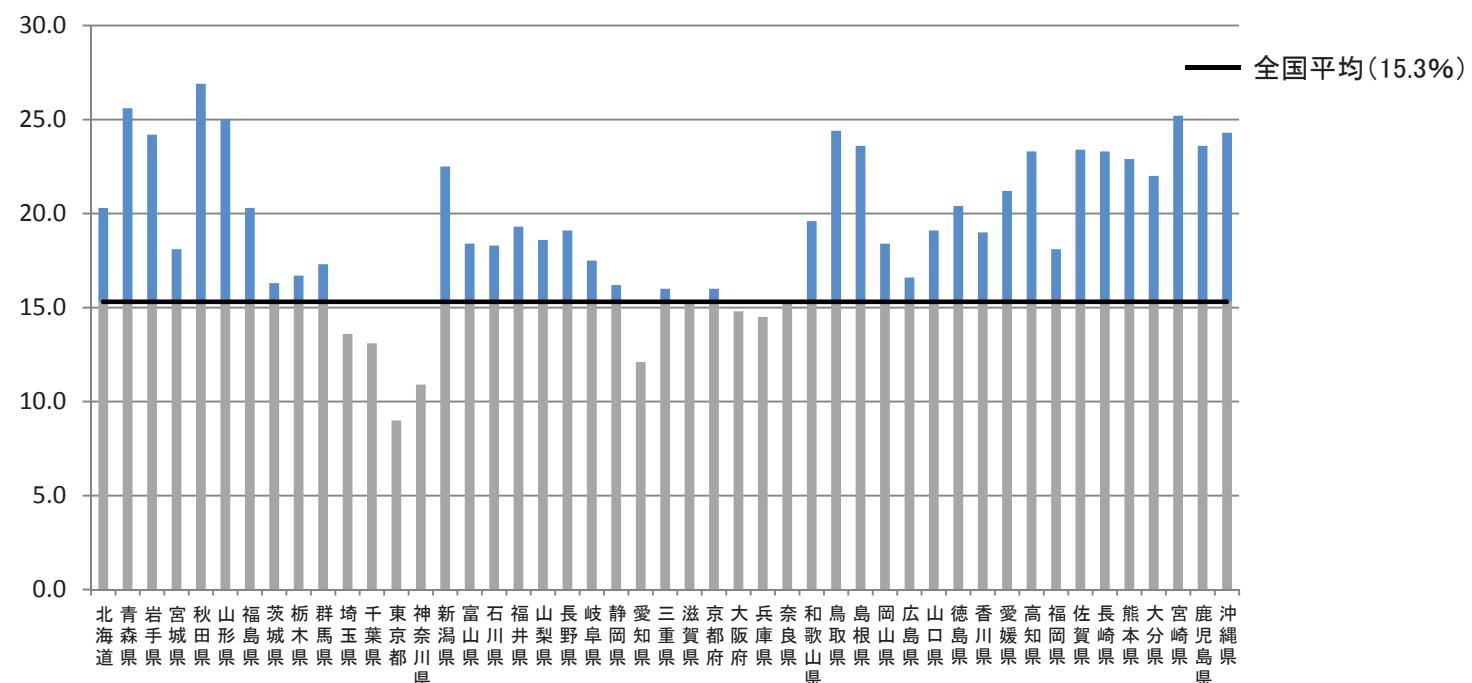
- 課税標準額が100万円以下の納税義務者の総所得金額等の合計額が、全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合は、全国平均で15.3%。
- 首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)、愛知県、近畿圏(大阪府、兵庫県)が全国平均を下回っており、その他の道府県はいずれも全国平均を上回っている。

<課税標準100万円の納税義務者(給与所得者)のイメージ>

独身:274.6万円 夫婦子なし:334.6万円 夫婦子1人:389.3万円 夫婦子2人:458.5万円

(※)配偶者は配偶者控除の対象、子1人の場合、子は一般扶養控除の対象、子2人の場合、1人は一般扶養控除、1人は特定扶養控除の対象

全納税義務者の総所得金額  
等の合計に占める割合(%)



(注) 総務省「市町村税課税状況等の調」より作成。

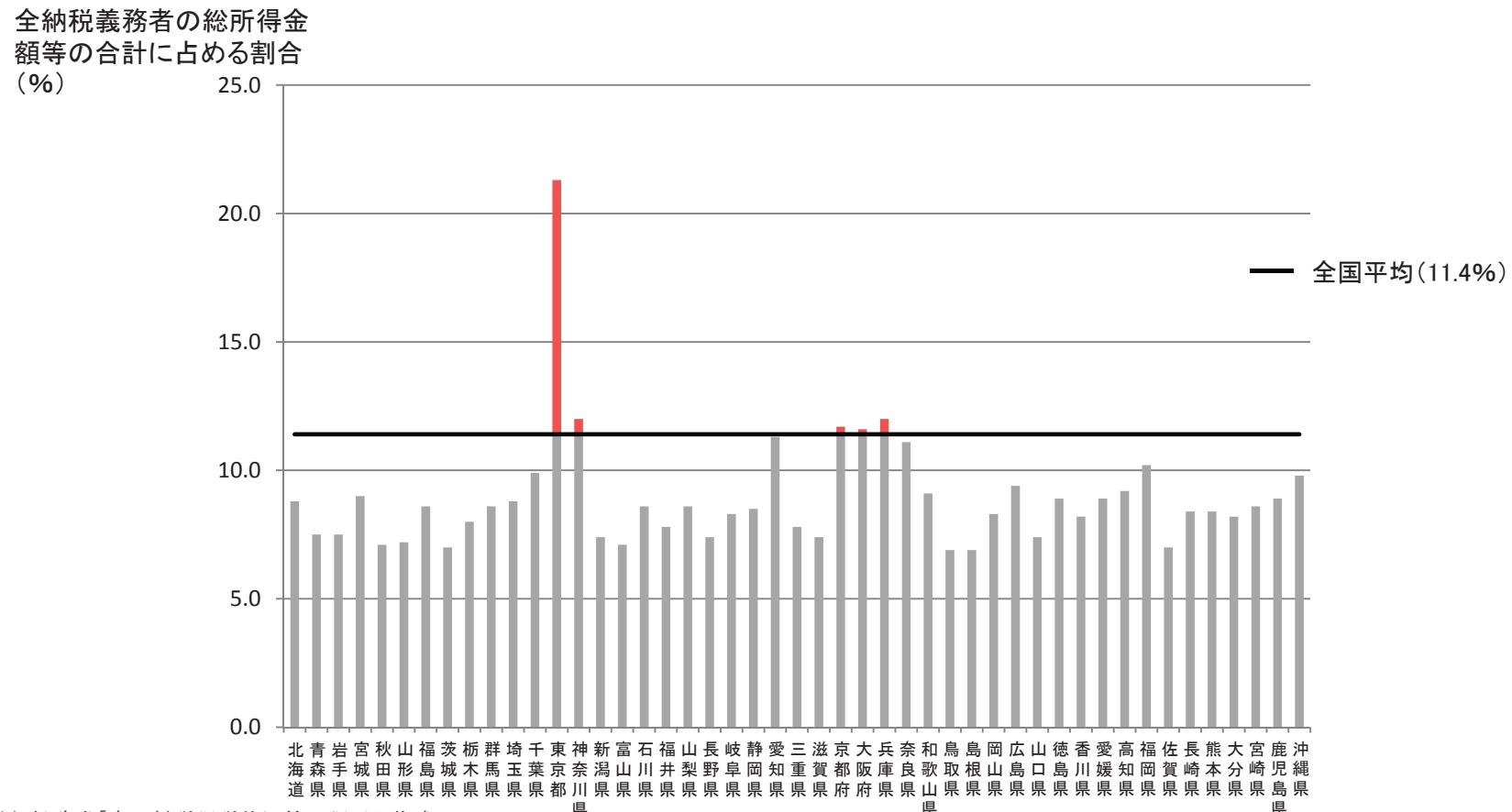
## 課税標準額が1,000万円超の納税義務者の総所得金額等の合計額が 全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合(H27年度)

- 課税標準額が1,000万円超の納税義務者の総所得金額等の合計額が、全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合は、全国平均で11.4%。
- 東京都が21.3%と突出して高い割合を示しているが、ほとんどの団体が全国平均を下回っている。

<課税標準1,000万円の納税義務者(給与所得者)のイメージ>

独身:1,425.1万円 夫婦子なし:1,460.9万円 夫婦子1人:1,496.8万円 夫婦子2人:1,543.4万円

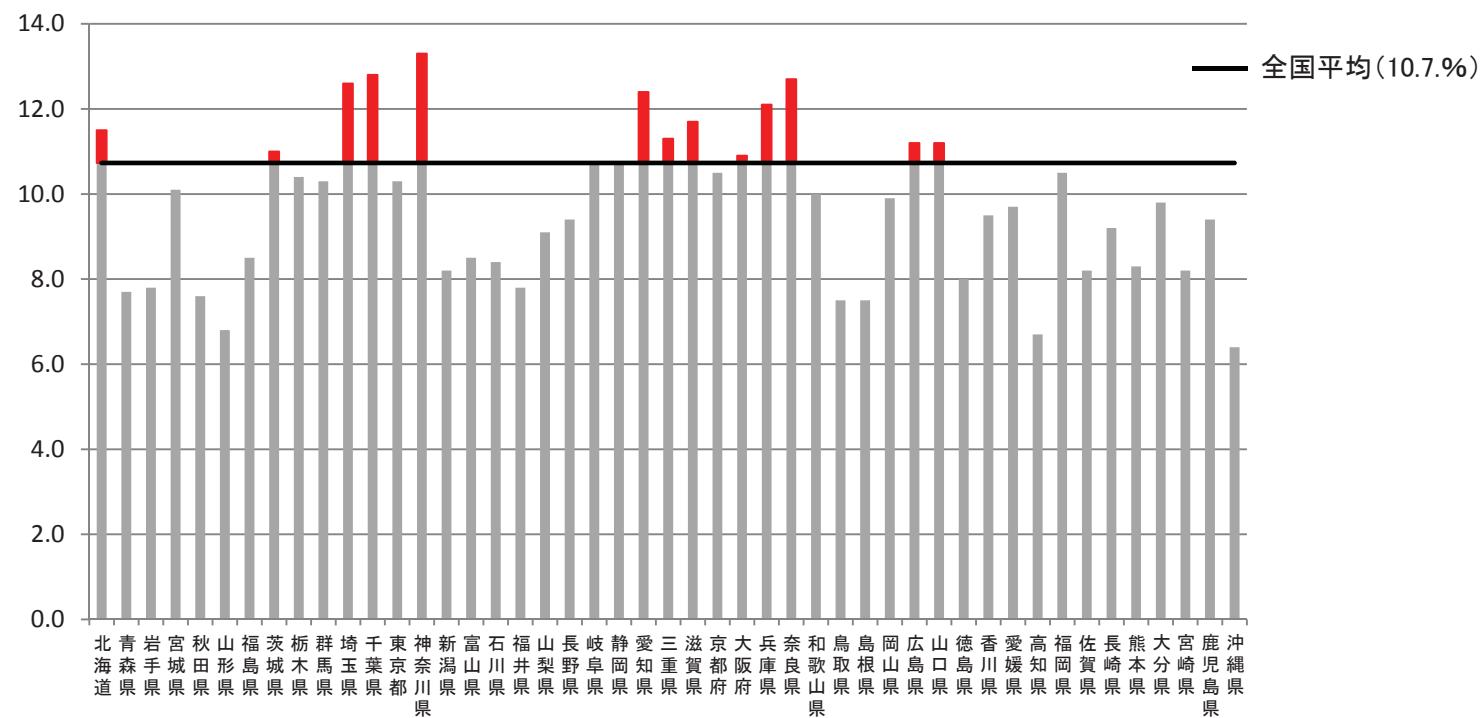
(※)配偶者は配偶者控除の対象、子1人の場合、子は一般扶養控除の対象、子2人の場合、1人は一般扶養控除、1人は特定扶養控除の対象



## 人口に占める配偶者控除を適用している者の割合(H27年度)

- 配偶者控除を適用している者が、全人口に占める割合は、全国平均で10.7%。
- 東京都を除く首都圏(埼玉県、千葉県、神奈川県)、愛知県、近畿圏(滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県)で高い傾向にある一方、東北地方や日本海側の各県で割合が低くなっている。

人口に占める配偶者控除を  
適用している者の割合(%)

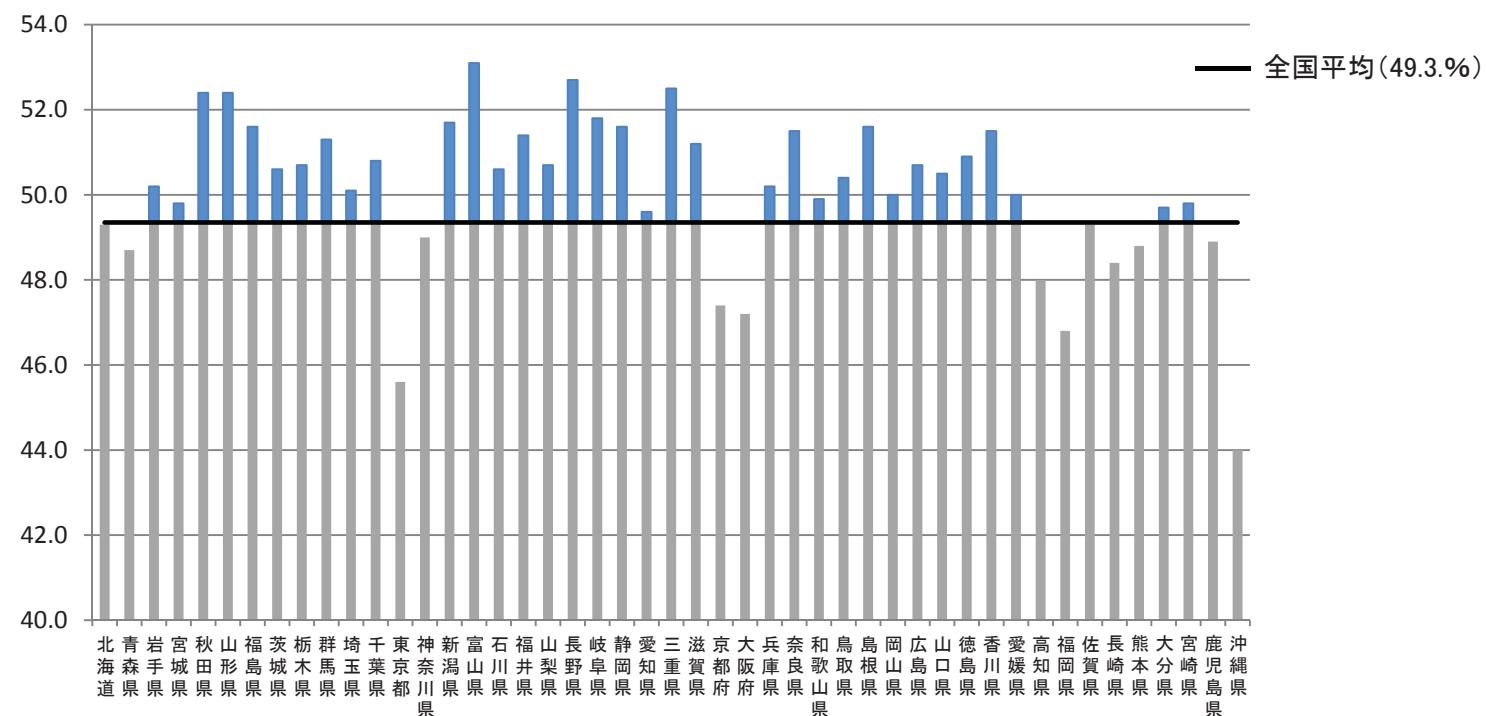


※総務省「市町村税課税状況等の調」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成。

## 人口に占める有配偶者の割合(H27年度)

- 有配偶者が、人口に占める割合は、全国平均で49.3%。
- 都道府県により、割合に差がある。

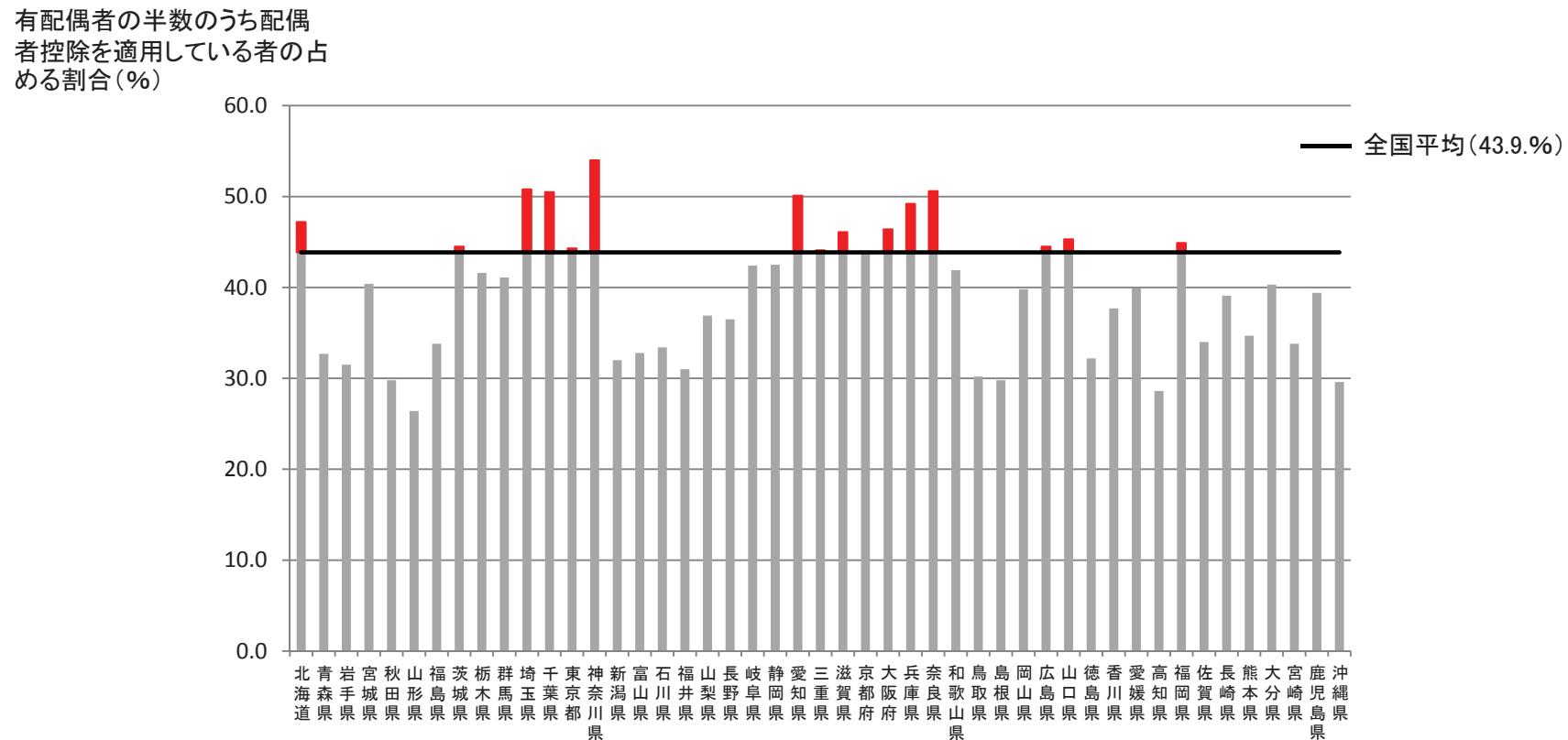
人口に占める有配偶者の  
割合(%)



※総務省国勢調査より作成。

## 有配偶者数の半数に対する配偶者控除を適用している者の割合(H27年度)

- 有配偶者数の半数に対する配偶者控除を適用している者の割合は、全国平均で43.9%。
- 「人口に占める配偶者控除を適用している者の割合」と同様、大都市圏で割合が高い傾向にある。

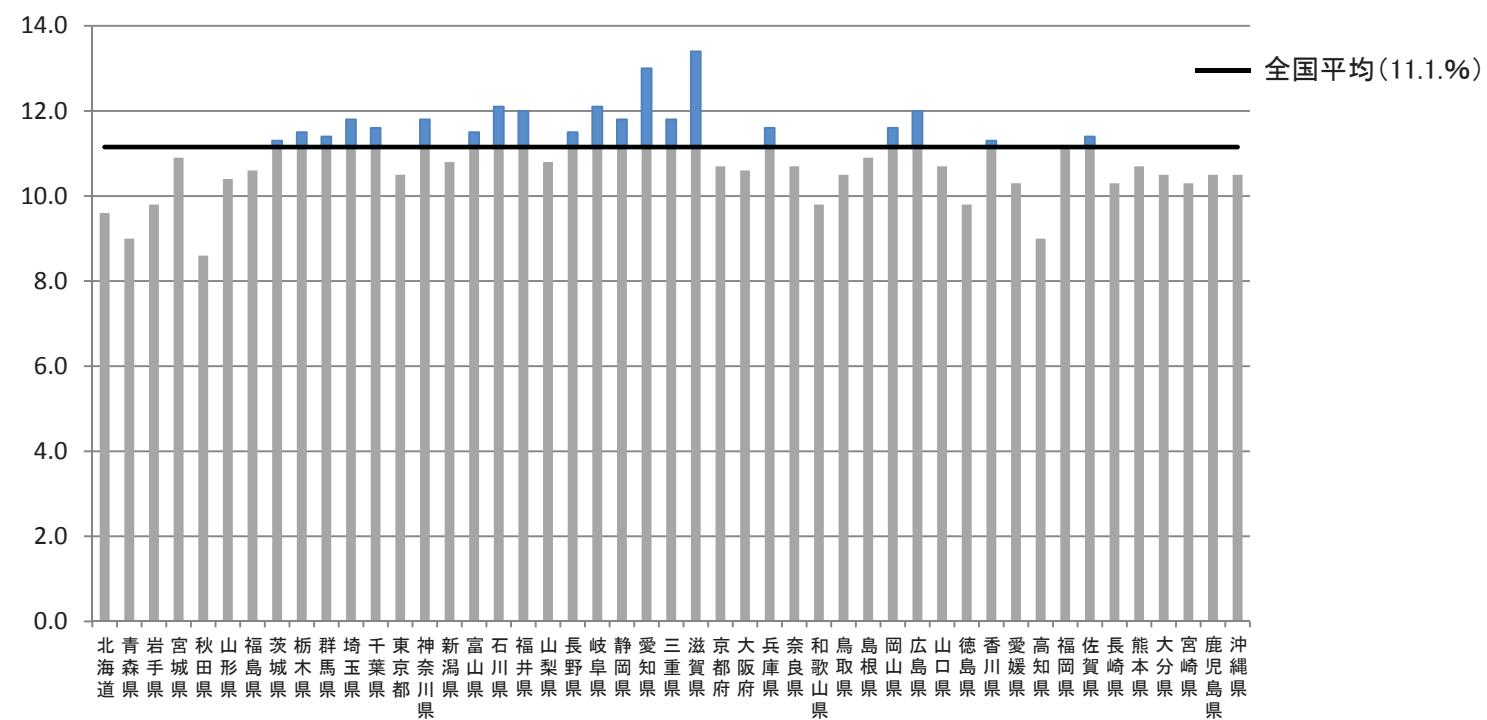


※総務省「市町村税課税状況等の調」及び総務省「国勢調査」より作成。

## 人口に占める16歳未満扶養親族が占める割合(H27年度)

- 16歳未満扶養親族が、人口に占める割合は、全国平均で11.1%。

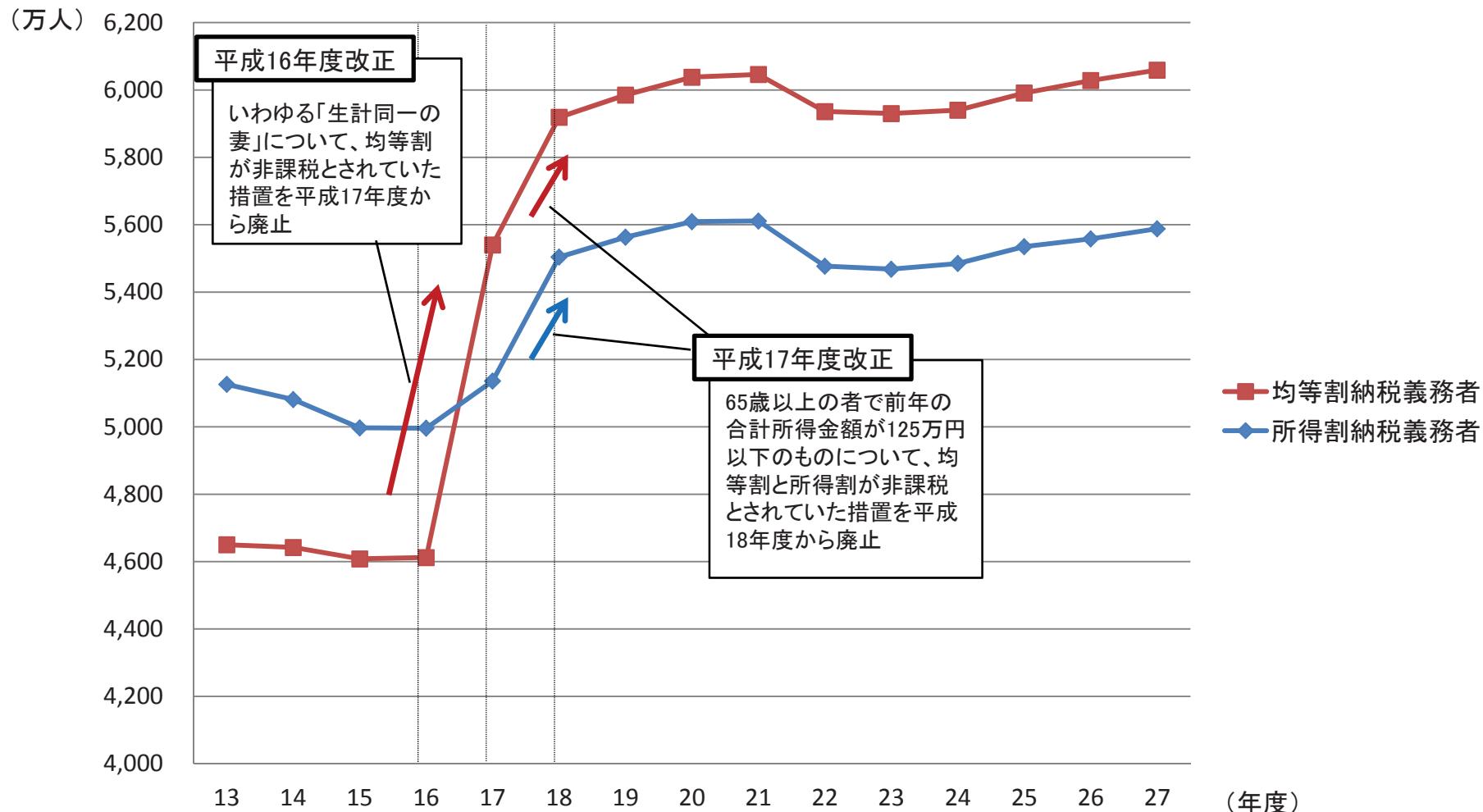
人口に占める16歳未満扶養  
親族の割合(%)



※総務省「市町村税課税状況等の調」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成。

## 個人住民税所得割と均等割の納稅義務者数の推移

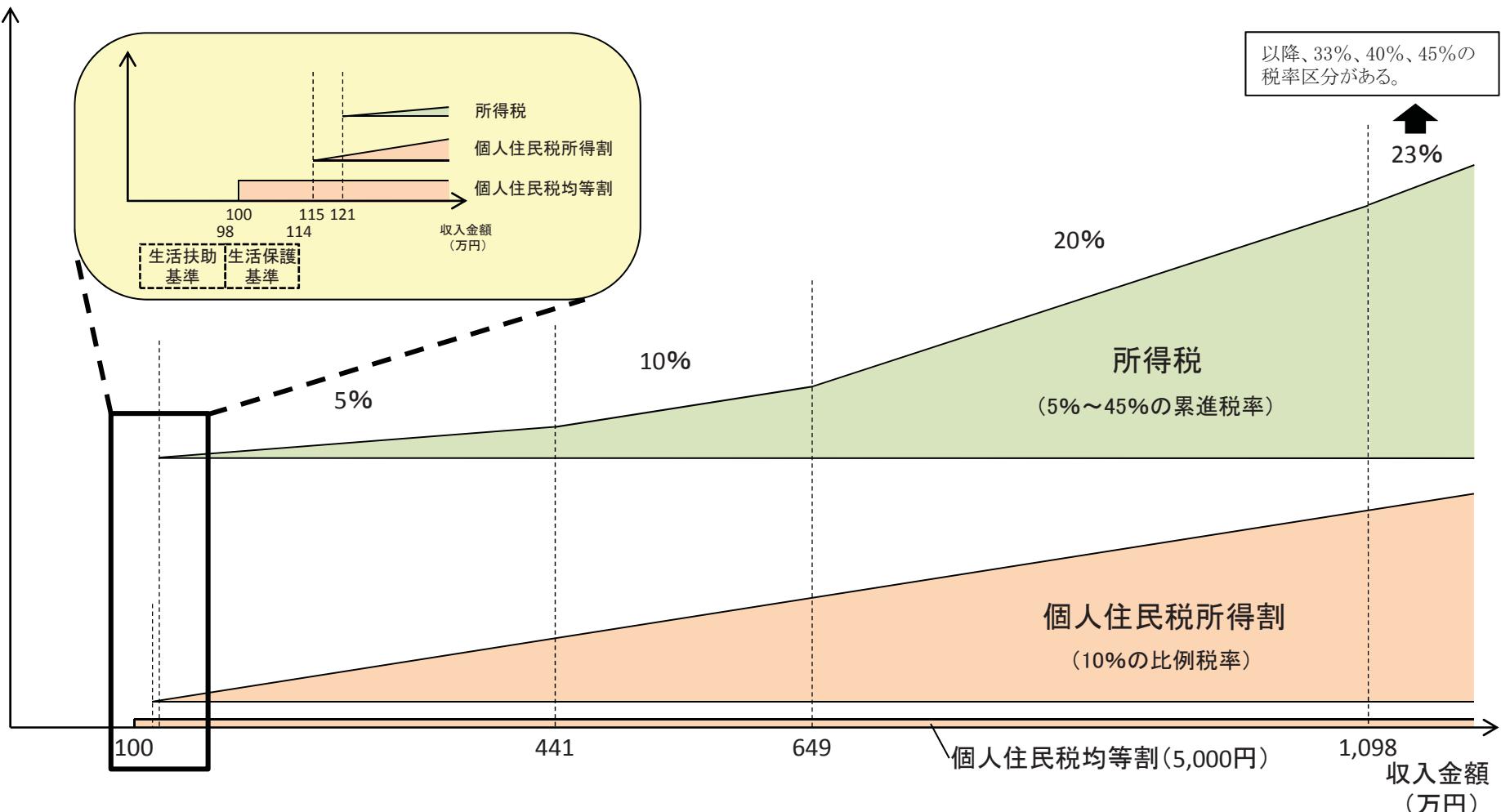
- 平成16年度、17年度税制改正により、納稅義務者数が増加。
- リーマンショックの影響等により平成22年度において納稅義務者数は減少。以降、均等割は6,000万人程度、所得割は5,500万人程度で推移。



(注) 総務省「市町村税課税状況等の調」より作成。

## 収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方(給与所得者の場合のイメージ)

税負担



(注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。

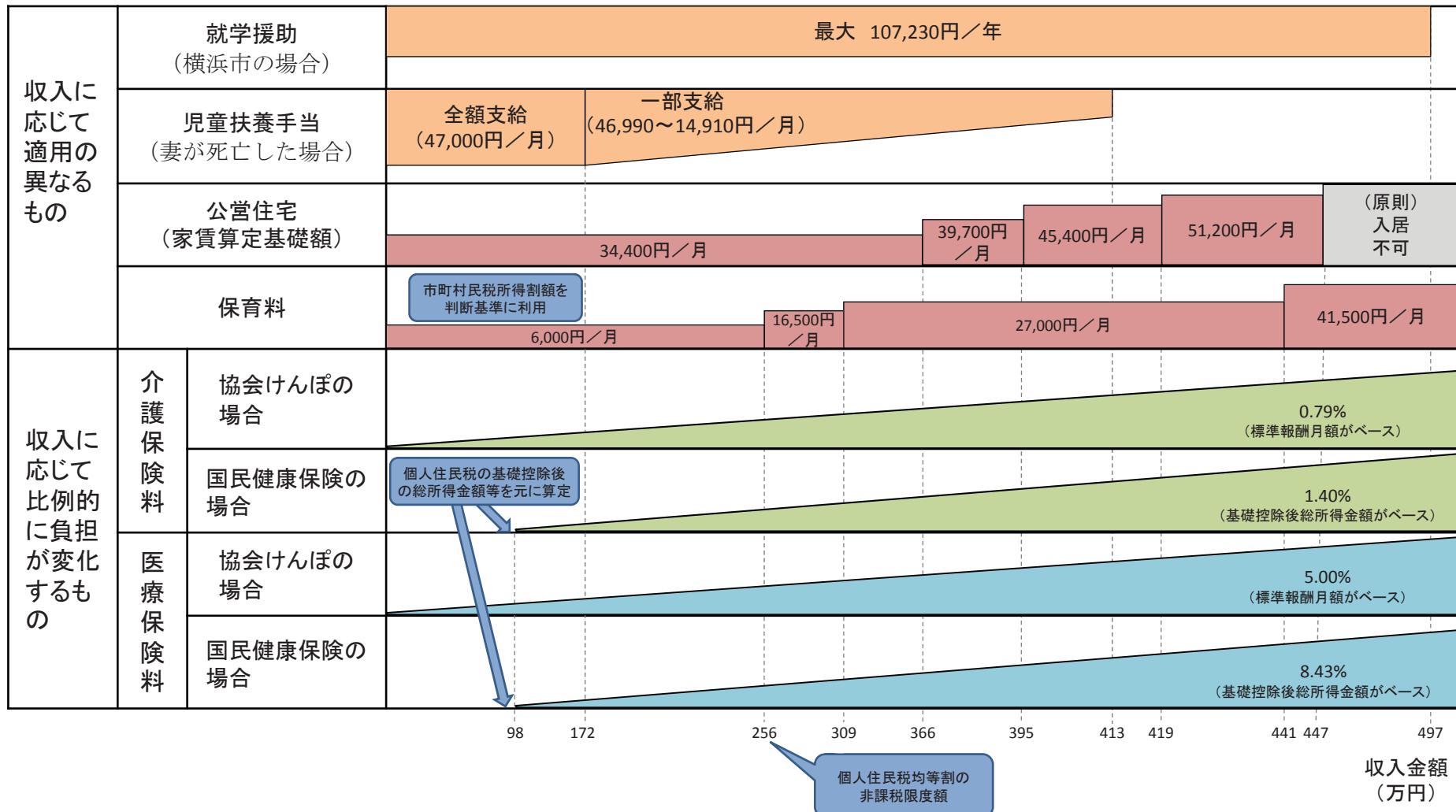
(注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地ー1, VI区の例。

(注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。

(注4) この他、復興特別所得税がある。

## 所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等

### 給与所得者のケースのイメージ



(注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。

(注2) 平成27年4月時点ベースで作成。

(注3) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。

(注4) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。

このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円／年、医療分:44,700円／年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

## 4. 今後の個人住民税のあり方

## 今後の個人住民税のあり方の検討に当たっての視点

- 人口減少や若年層、低所得層を取り巻く環境の変化など、社会経済の構造変化を踏まえ、所得税と同様の視点に立ちつつ、「地域社会の会費」としての個人住民税のあり方を検討する必要。

### ＜所得税と同様の視点＞

- 若年層・低所得層に配慮する観点から、所得再分配機能を高めるための人的控除等の見直しを行う中で、働きたい女性が就業調整を行うことを意識しなくてすむような仕組みをどう考えるか。
- 子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子育て支援に係る税制のあり方についてどう考えるか。
- 働き方が多様化していることを踏まえ、所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を含め、各種控除のあり方をどう考えるか。

### ＜個人住民税独自の視点＞

- 若年層・低所得層の生活基盤を確保していくためには、地方公共団体が提供する行政サービスの充実や質の向上が不可欠であり、その財源確保の面での個人住民税の役割をどう考えるか。
- 個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、税収の地域間格差への影響をどう考えるか。
- 個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、個人住民税の「地域社会の会費的性格」を踏まえ、納税義務者数への影響をどう考えるか。
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられていることを踏まえ、今後の制度改正に当たって、社会保障制度との整合性をどう考えるか。

## 資料4

# マイナンバー制度の導入による 課税事務の効率化・適正化

# 目 次

① マイナンバー制度開始に伴う課税事務への影響	… 1
② マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握	… 7
③ 所得情報提供における住登外課税者への対応	… 15

# ①マイナンバー制度開始に伴う 課税事務への影響

～個人住民税検討会での検討項目の提示～

# 社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

## 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

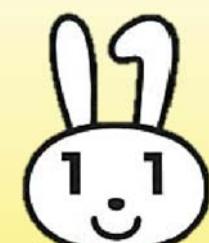
### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- I Tを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

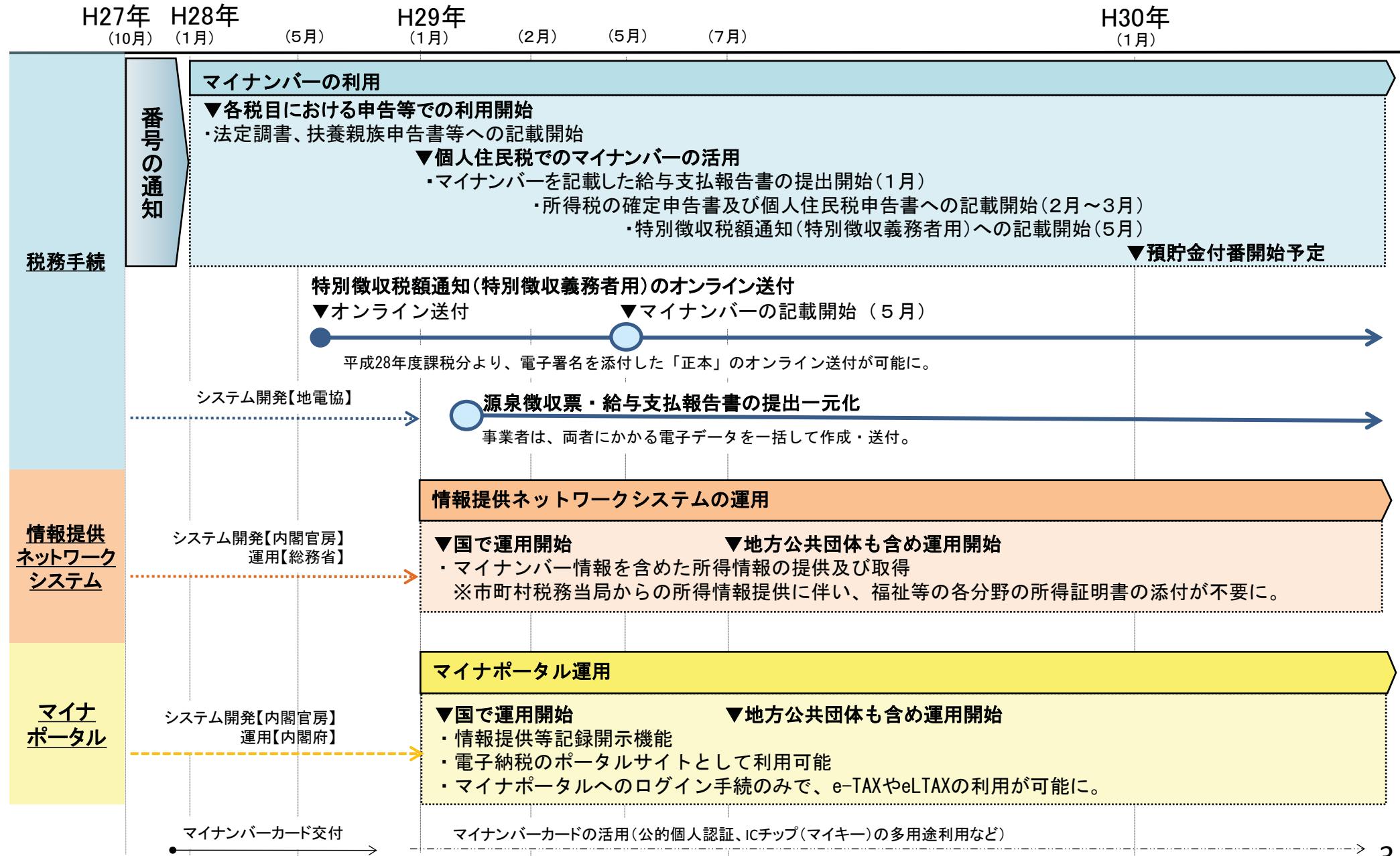
正確な所得把握と迅速な所得情報の提供が前提

### 実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



# 地方税に関する手続きにおけるマイナンバーの利用開始時期等について



# 地方税分野における番号制度の利用場面

## ① 番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

## ② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

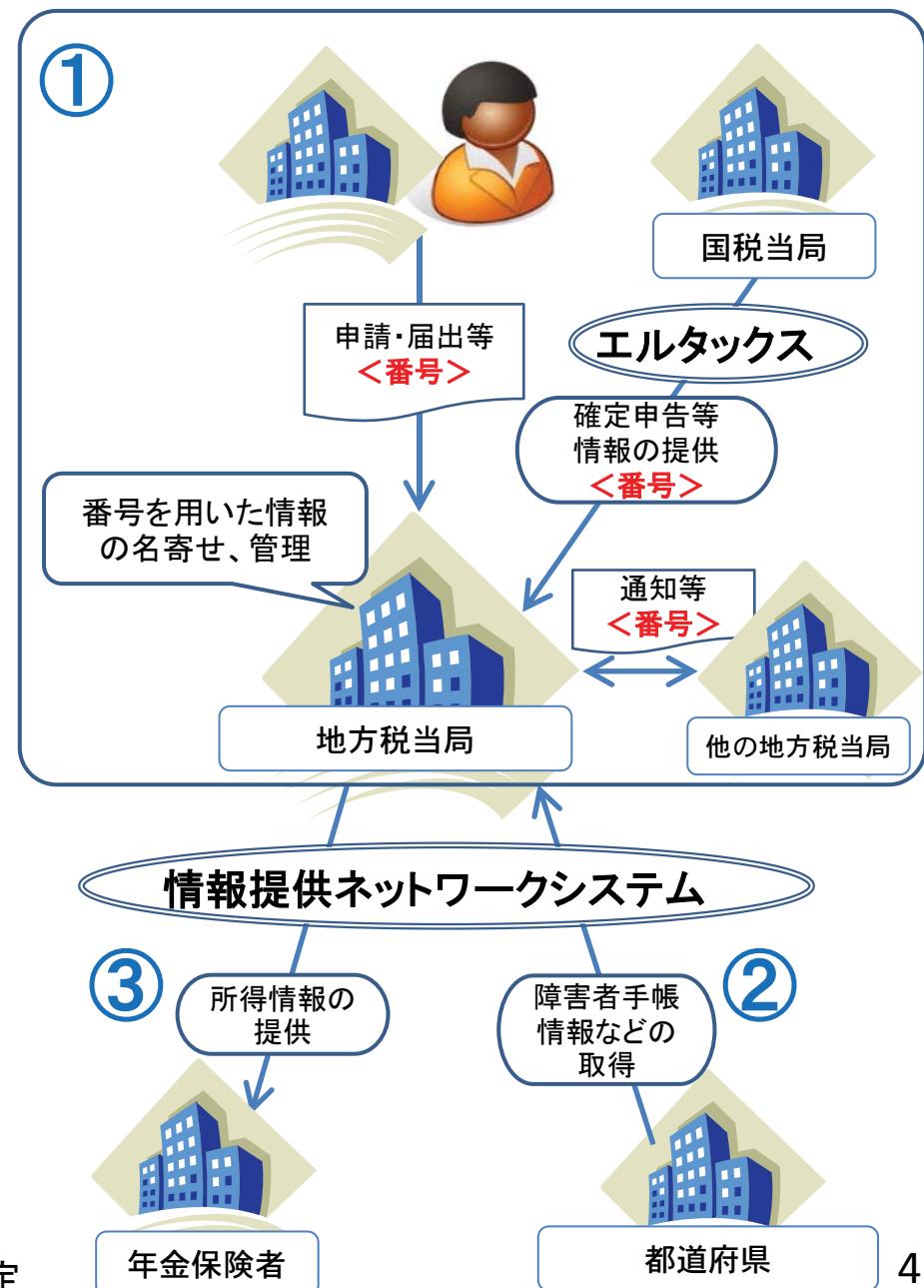
▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

## ③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

▶ 国民の手続負担の軽減

※このほか、マイナポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定



## ～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により所得情報等の提供を予定している事務

- 番号法の別表第二において、情報提供を受ける事務として120の事務が規定され、そのうち55の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている(平成27年7月現在)。

### 所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (障害者福祉)	市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務



利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、  
社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

## 平成28年度個人住民税検討会で検討いただきたい事項

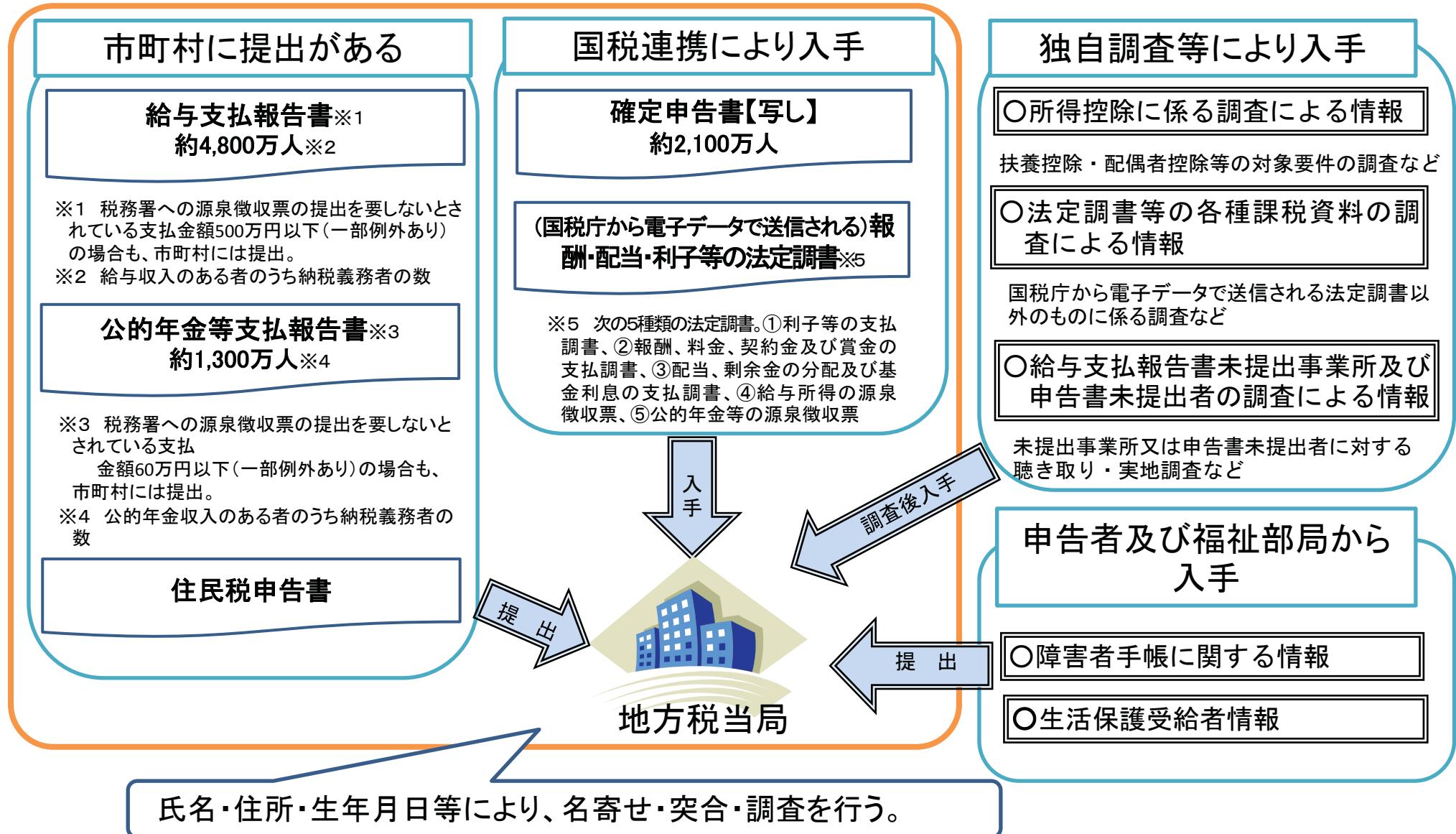
平成28年1月よりマイナンバー制度が開始されたが、税務手続において本格的に番号を各税目における申告書等で利用するのは、平成29年1月からとなる。また、平成29年7月より情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることに伴い、平成28年度個人住民税検討会では以下の点について検討いただきたい。

- 地方税当局において、マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握  
→給与支払報告書や法定調書にマイナンバーが記載されることにより、名寄せしやすくなり使い勝手がよくなるため、所得情報の的確な把握に向け積極的にマイナンバーを活用する必要がある。
- 情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を住基地に照会した場合、住民登録外課税を行っていると住基地に所得情報がないため、システム上所得情報の照会・回答が十分に機能しない。
  - ・住民登録外課税を行っている場合の所得情報の提供  
→情報提供ネットワークシステムで住基地に住民登録外課税の所得情報の照会があった場合の、円滑な提供方法の検討が必要である。
  - ・住基地課税の推進  
→住基地に所得情報が集約されることにより、正確な名寄せを行い所得情報を的確に把握することができるため、住基地課税の推進にも取り組んでいく必要がある。

②マイナンバーを用いた  
所得情報の的確な把握

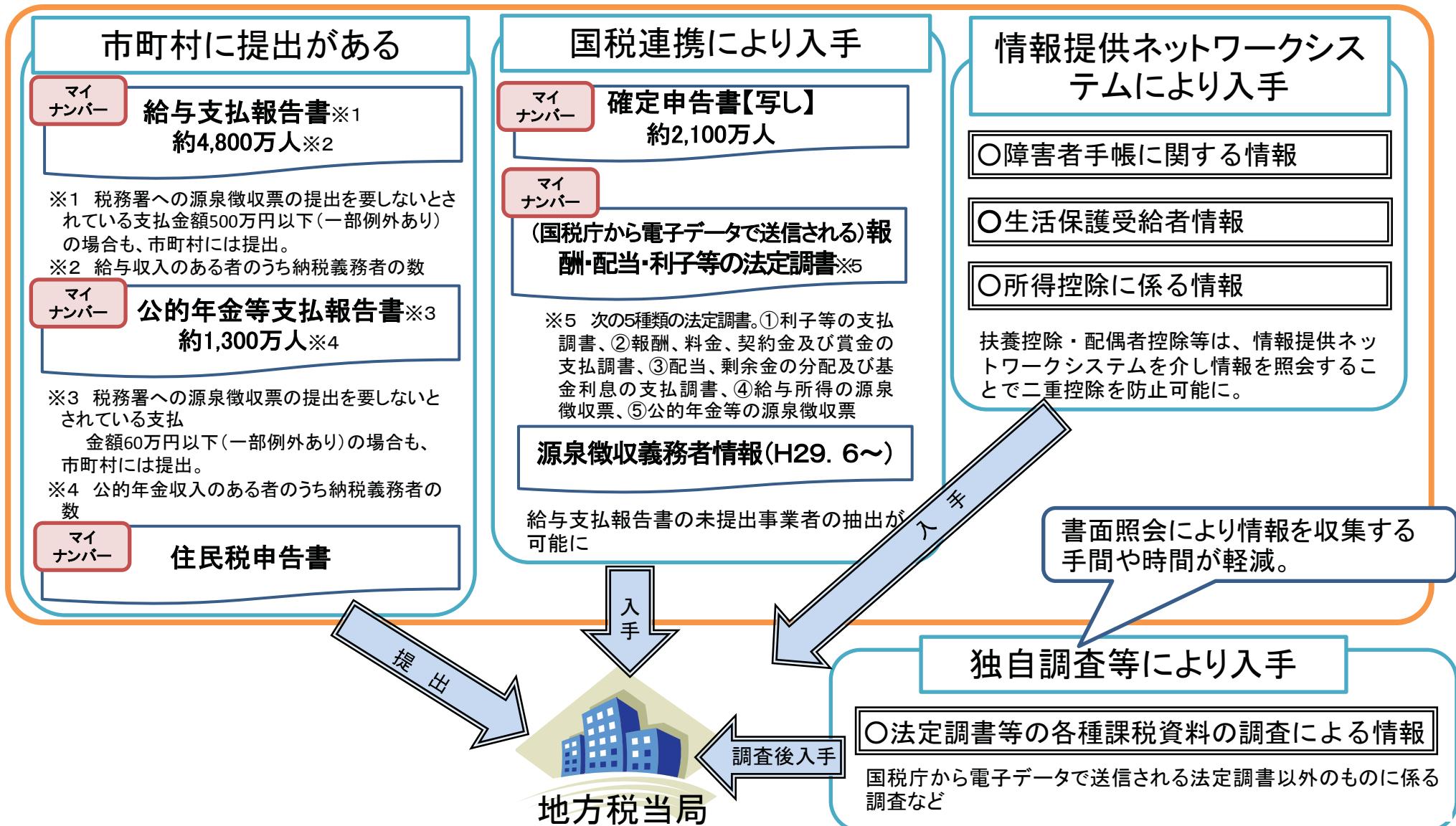
## マイナンバー導入前の情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。また、保険部局や申請のあった本人から情報を入手し、課税事務に役立てている。



## マイナンバー導入後の情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 各種報告書及び申告書等にマイナンバーが記載されることにより、名寄せが効率的に行われる。また、情報提供ネットワークシステムを使用することにより、地方税当局内でスムーズに情報を入手することができる。



## ～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を受ける地方税分野での事務

- 現在は紙媒体等での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認している障害者減免の適用などが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

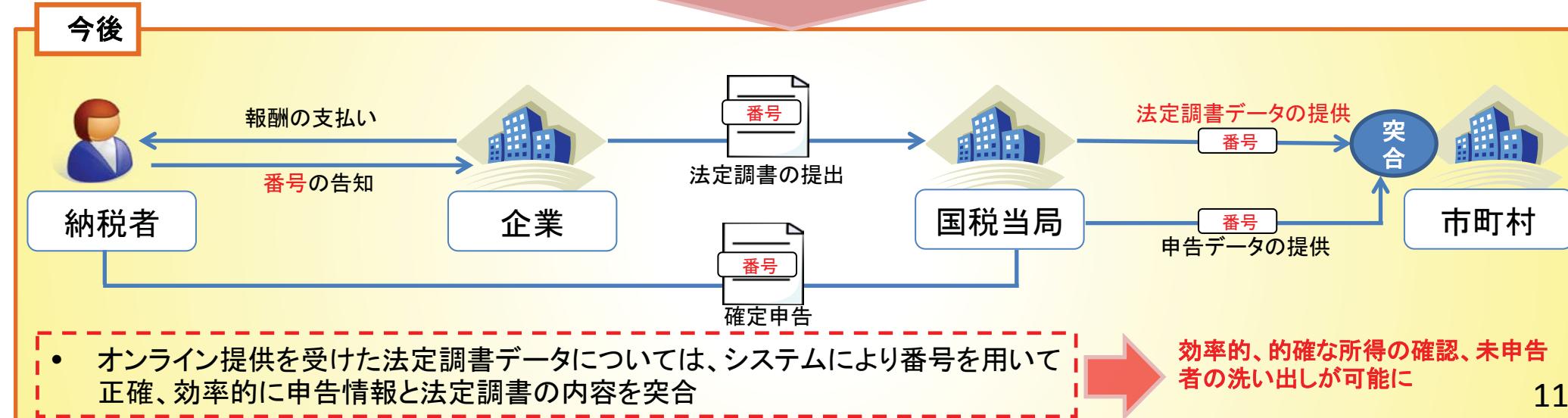
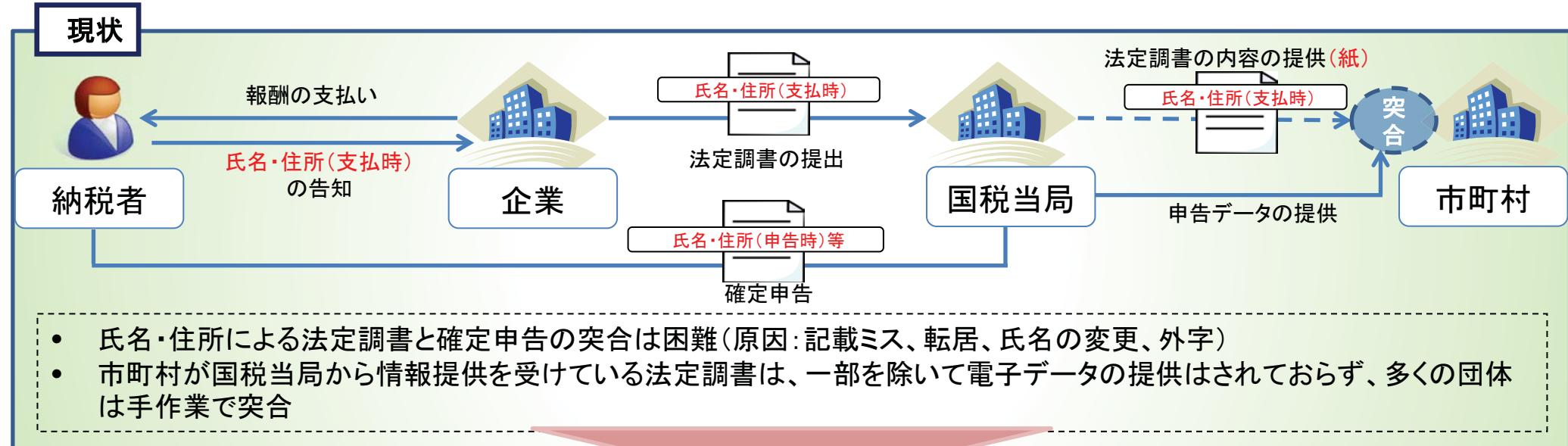
情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ 番号法別表第二に規定)

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨 等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

## ～地方税分野における番号制度の利用場面～

### 支払調書の名寄せの精度向上について

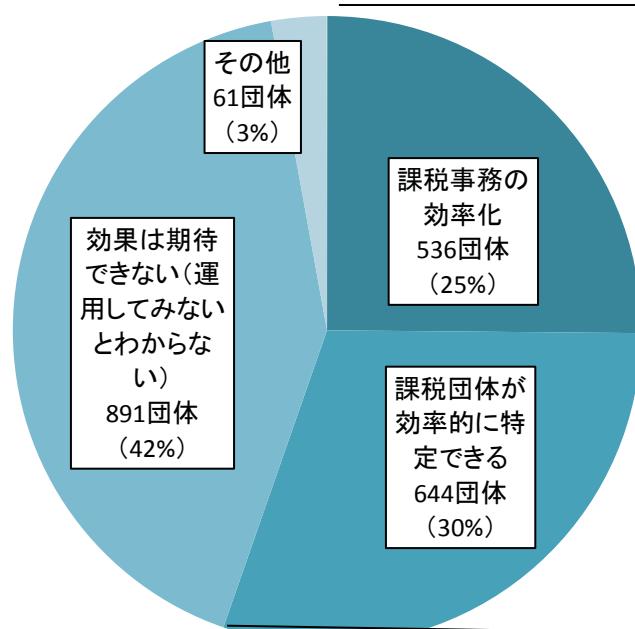
国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。



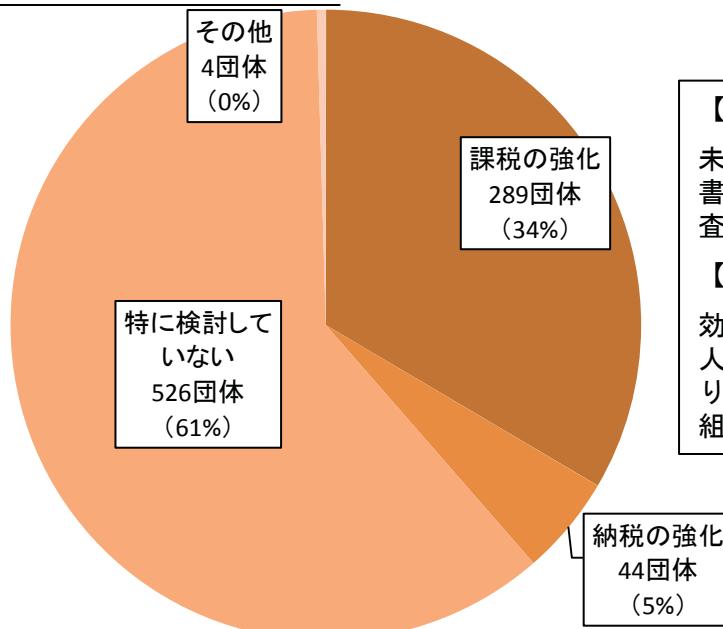
## マイナンバーの導入による課税実務効率化の効果

- マイナンバーの導入により、全体の42%の団体が「効果は期待できない(運用してみないとわからない)」と回答。  
→マイナンバー制度導入による課税実務における効率化・適正化のメリットを周知する必要性がある。

Q. マイナンバー制度の導入により、どのような効率化の効果が期待できますか。 (複数回答可)  
(市区町村1,741団体)



(左記問で「課税事務の効率化」「課税団体が効率的に特定できる」と回答した自治体あて更問)  
Q. 事務の効率化により、余剰の人員・時間等が生じた場合にどのような取り組みを強化したいと考えますか。 (複数回答可)  
(市区町村1,741団体)



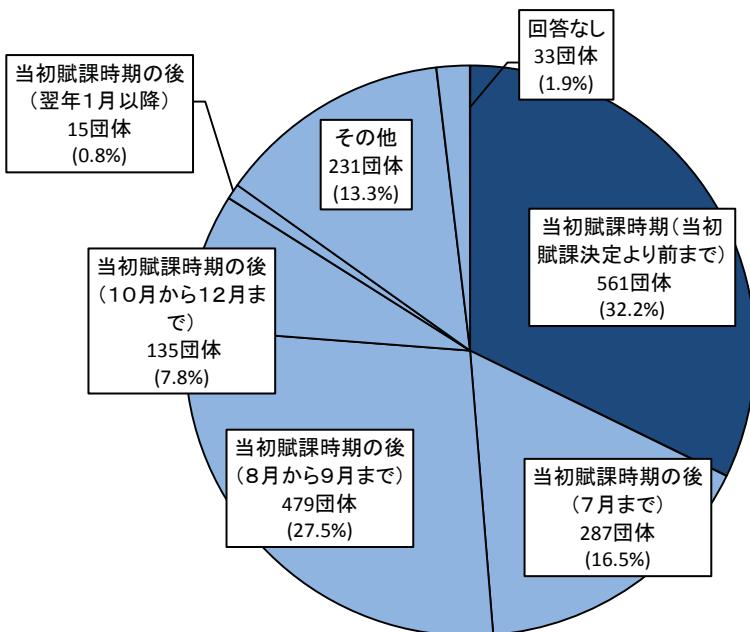
**【課税の強化】**  
未申告者や給与支払報告書の未提出事業者への調査に時間をかける  
**【納税の強化】**  
効率化により生じた余剰人員を納税部門に割り振り、収納率の向上に取り組む

## 法定調書の課税への活用状況

- 法定調書の活用時期として、「当初賦課決定より前」と回答した団体は561団体(昨年度は545団体であり、やや増加)であった。
- 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」及び「配当、余剰金の分配及び基金利息の支払調書」を賦課に活用している団体の市区及び町村に占める割合は、いずれも、市区は半分以上であったが、町村は半分以下であった。

Q. 受信した法定調書のデータをいつ頃活用しましたか。

(市区町村1,741団体)



Q. 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を賦課に活用していますか。 (市区町村1,741団体)

	市区(813団体)	町村(928団体)
活用している	557団体 (68.5%)	350団体 (37.7%)
活用していない	256団体 (31.5%)	578団体 (62.3%)

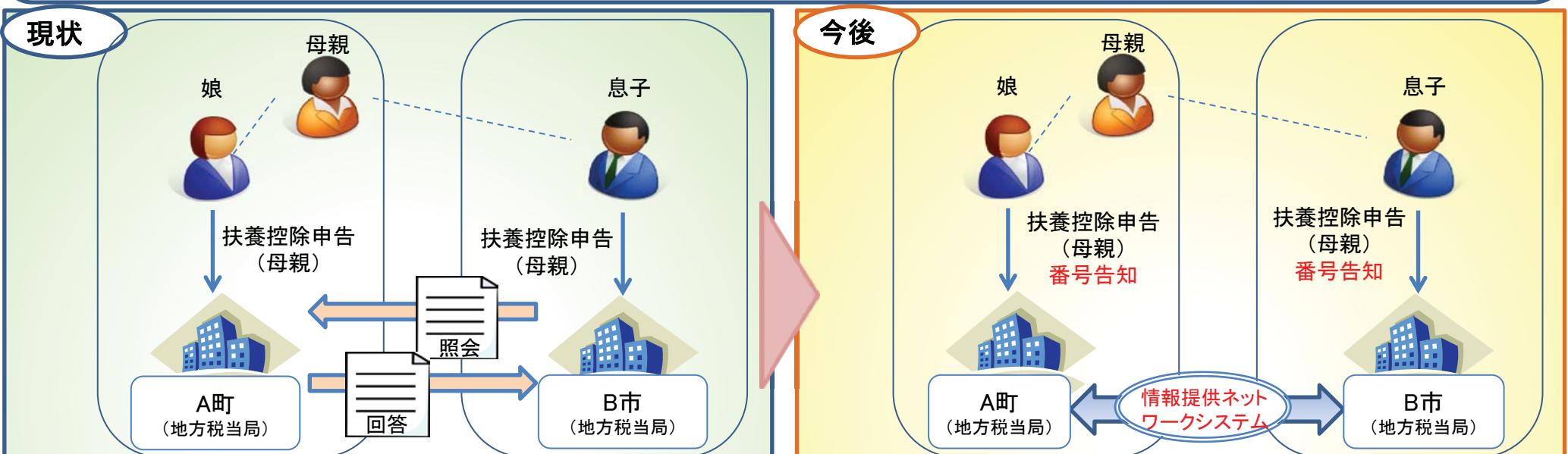
Q. 配当、剩余金の分配及び基金利息の支払調書を賦課に活用していますか。 (市区町村1,741団体)

	市区(813団体)	町村(928団体)
活用している	485団体 (59.7%)	231団体 (24.9%)
活用していない	328団体 (40.3%)	697団体 (75.1%)

## ～地方税分野における番号制度の利用場面～

### 扶養控除の要件の確認の精度向上について

- 現在、個人住民税の課税において、扶養者と被扶養者が別の市町村に居住している場合、被扶養者の所得要件や二重扶養となっていない旨を確認するため、市町村間で書面による照会を行っている。
- このような照会を、情報提供ネットワークシステムを用いて正確かつ効率的に行うことができるようになり、公平で正確な税負担を実現



B市在住の息子により被扶養者として申告されたA町に住む母親の所得(扶養の要件を越えていないか)や被扶養の状況(他の者に扶養されていないか)について、B市がA町に対し書面により照会

- ・母親の所在地の特定のため、B市は息子本人や勤め先への確認が必要
- ・B市は母親の氏名、住所をキーとして照会するため、照会を受けたA町にとって本人の特定に手間がかかる
- ・照会から回答までタイムラグ

情報提供ネットワークシステムを用いることで、正確かつ効率的に照会・回答が可能に

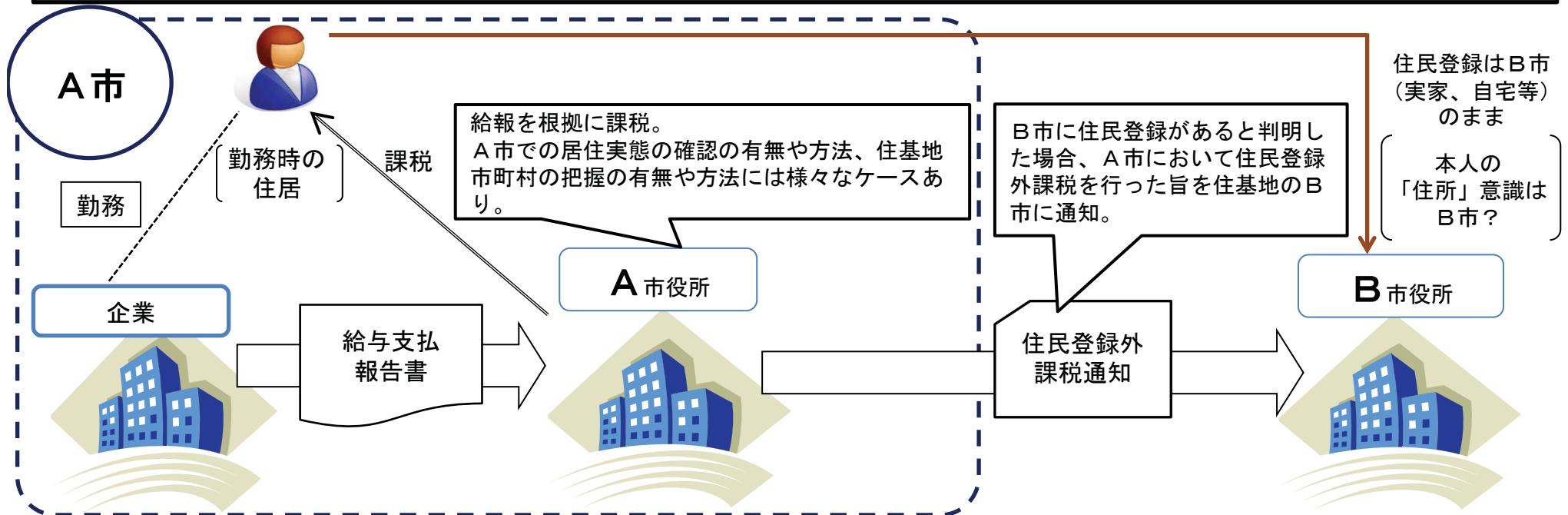
- ・B市は番号を用いて住基ネットに照会することで、母親の所在地を正確かつ効率的に把握
- ・A町は番号をキーとして母親を正確かつ効率的に特定可能
- ・照会・回答に係る事務作業が簡略化され、効率性向上、回答に要する時間の短縮
- ・照会・回答内容がルール化、標準化され、正確性、効率性向上

### ③所得情報提供における 住登外課税者への対応

## 住民登録外課税について

市町村内に住所を有する個人には、市町村民税が課される。（地方税法第294条第1項）

ただし、自団体の住民基本台帳に記録されていない者で、その者が自団体内に住所を有すると認定された場合には、その市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課することができる。この場合には、その者が現に記録されている住民基本台帳に係る市町村の長に通知しなければならないこととされている。

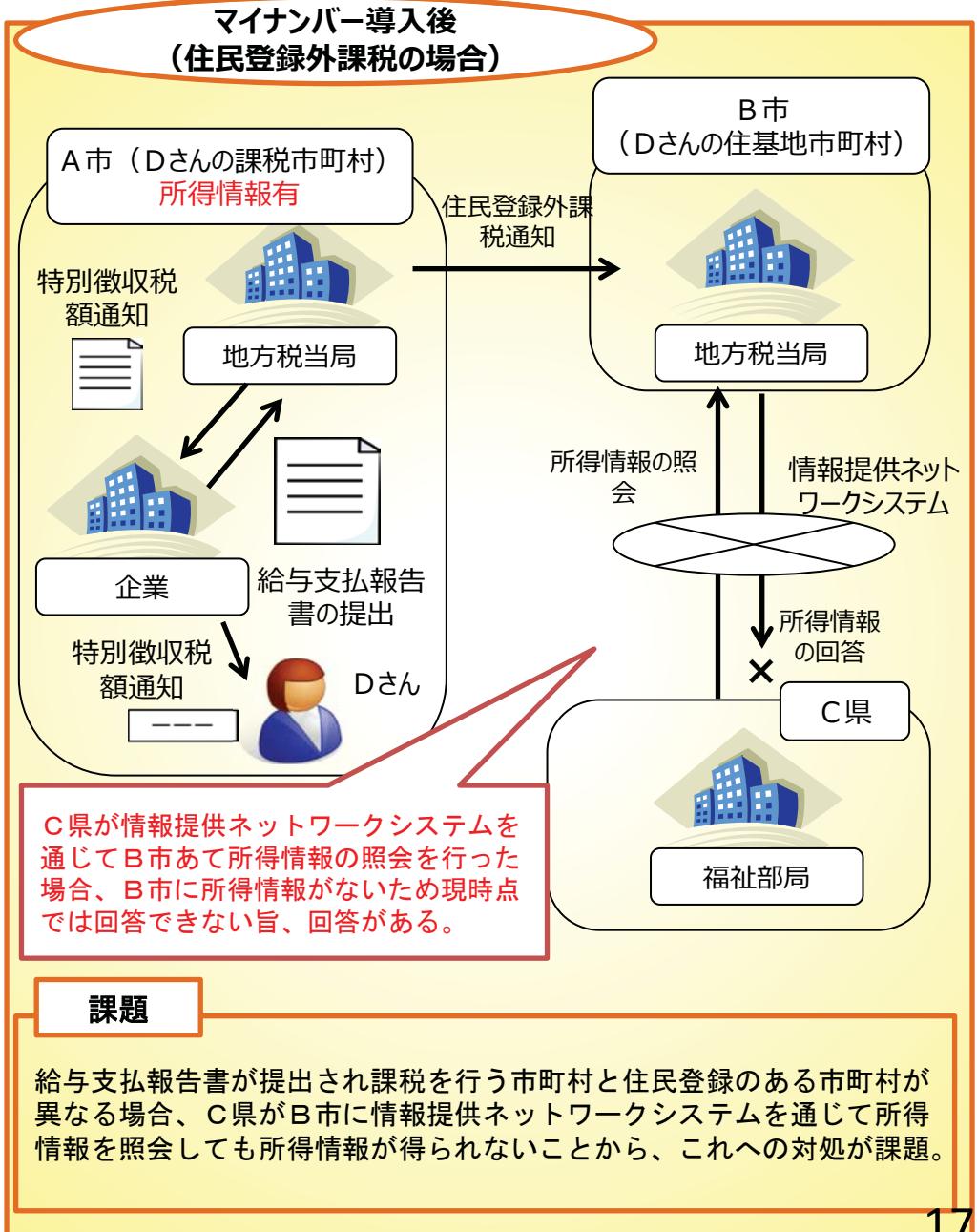
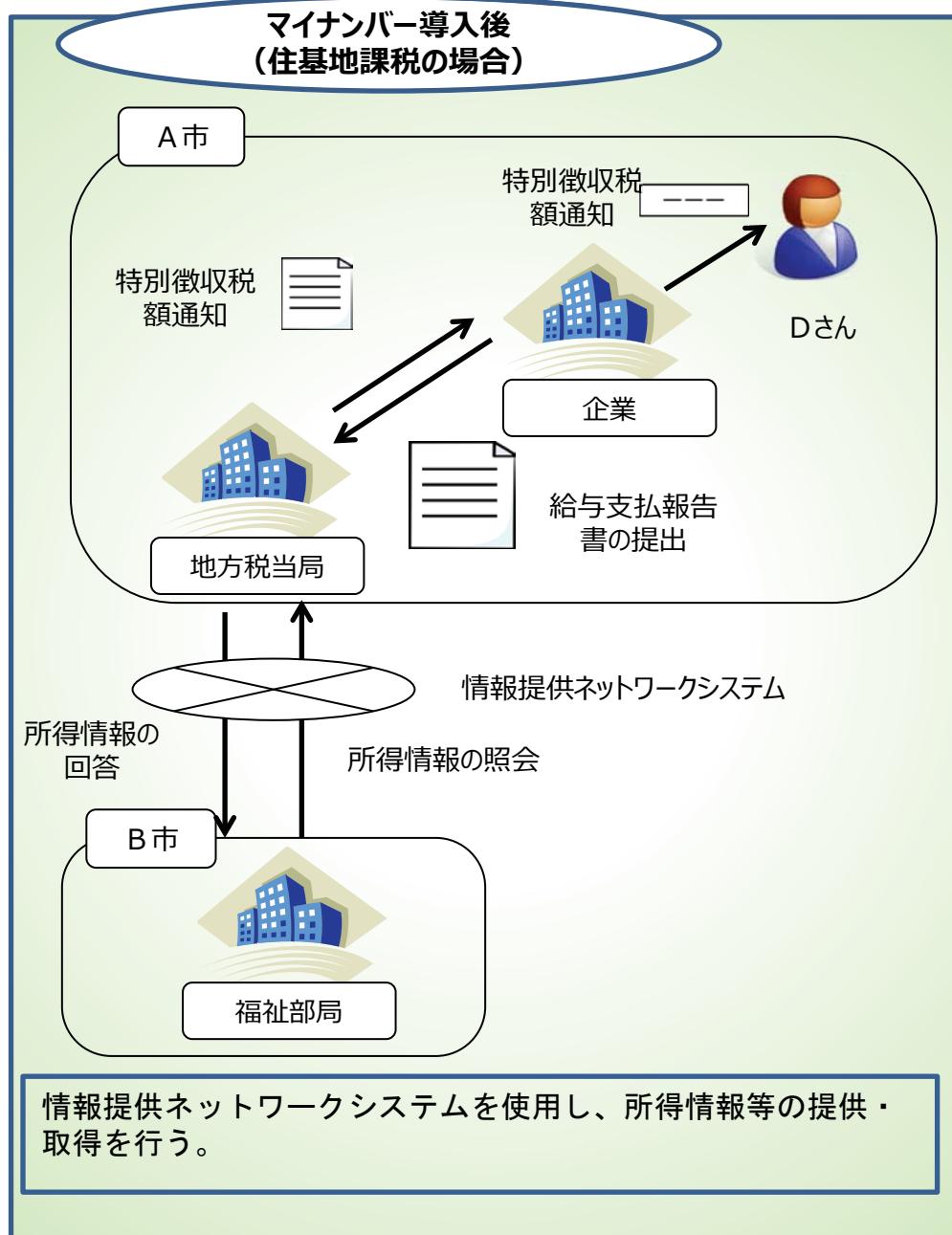


### 地方税法第294条第3項

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録している者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

## 課題① 住民登録外課税の場合の所得情報の照会・回答

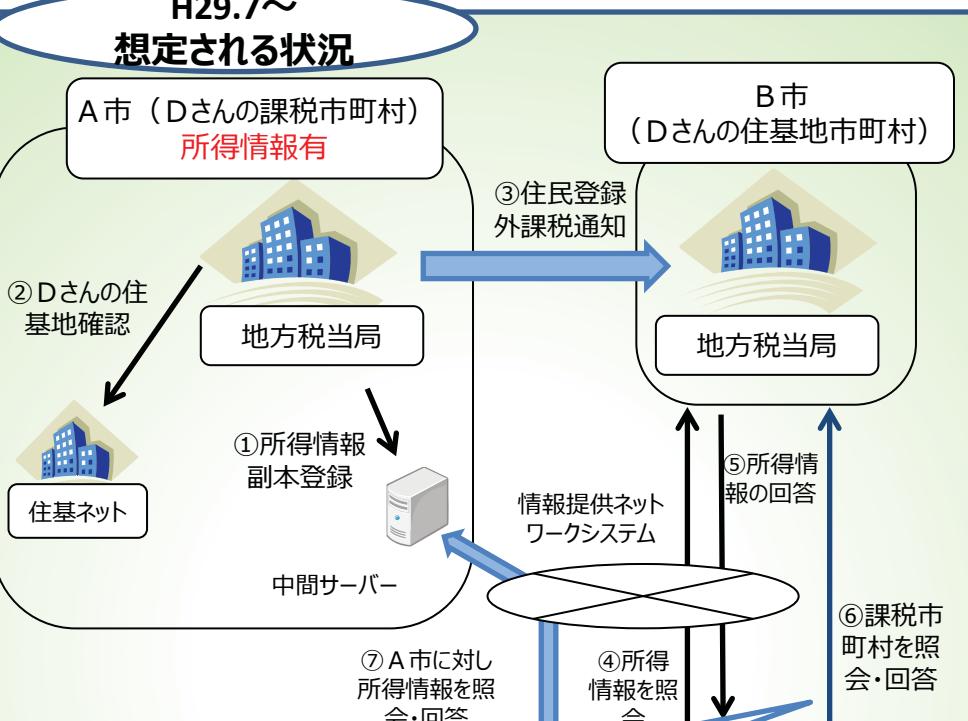
未定稿



## 課題①への対応案

H29.7～

## 想定される状況



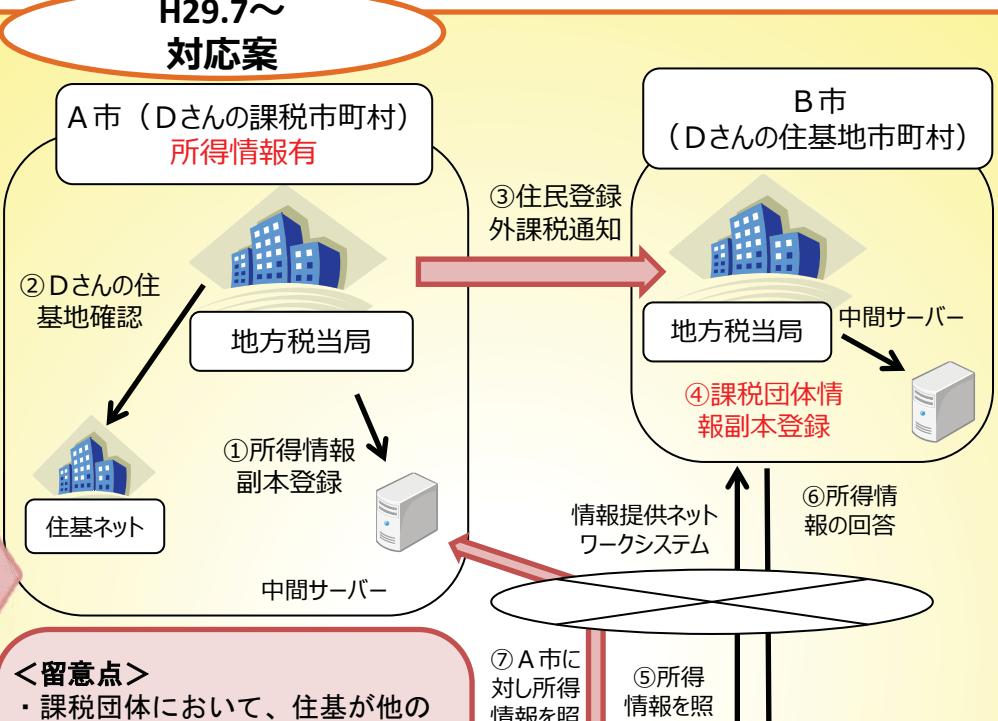
## &lt;懸念事項&gt;

- ・B市において、問合せ対応にかかる事務負担増。
- ・C県において、所得なしの人と住登外課税の人が区別できず、照会件数が多くなる。

- ① A市はDさんの所得情報を中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに機関別符号の生成依頼を行う。
- ②③ A市はDさんの住基地を調べB市あて住民登録外課税通知をする。
- ④⑤ C県は、Dさんの機関別符号を用いて情報提供ネットワークシステムでB市に対し所得情報を問い合わせるが、「現時点では回答できない」旨回答がある。
- ⑥ C県はB市へDさんの課税市町村（住民登録外課税の有無）を問合せる。
- ⑦ C県は情報提供ネットワークシステムでA市に所得情報を照会。

H29.7～

## 対応案

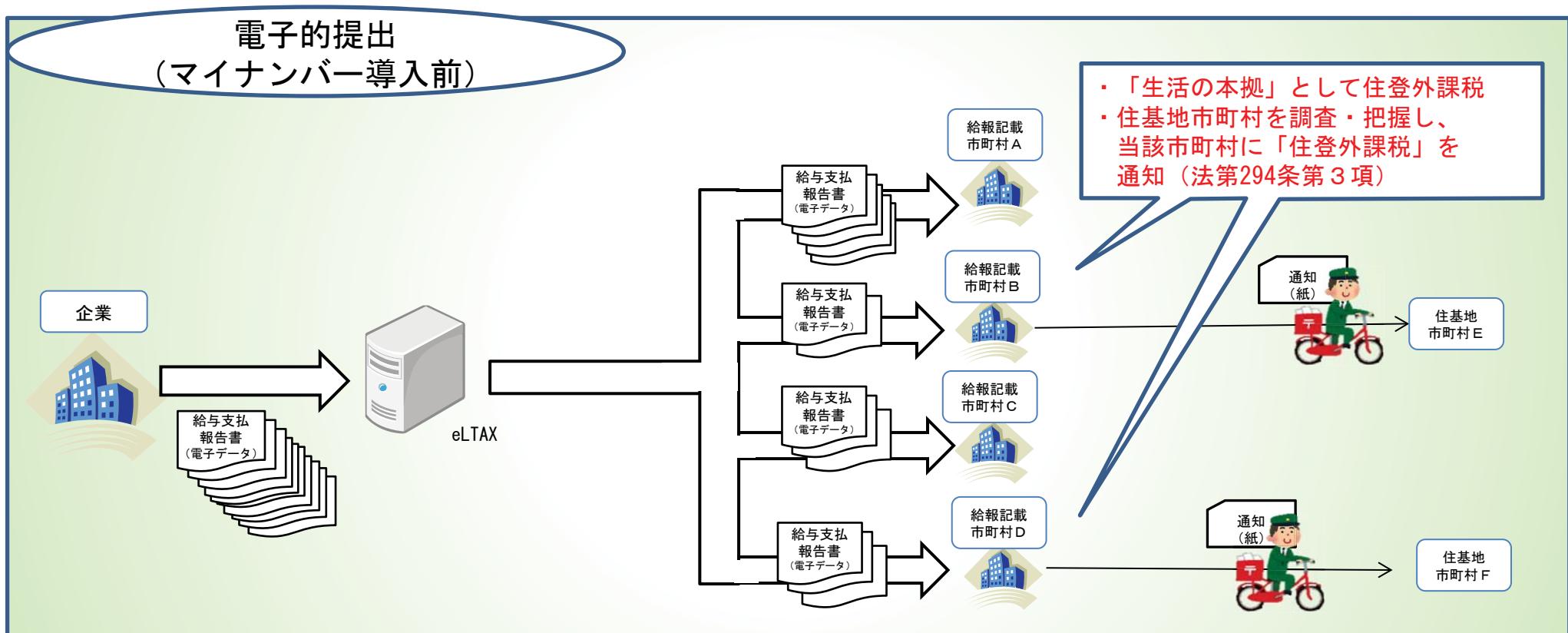


## &lt;留意点&gt;

- ・課税団体において、住基が他の市町村にある者についても所得情報の副本登録を行い、住民登録外課税通知を徹底・早期化する。
- ・住基地団体は、住民登録外課税通知を受けたらすみやかに課税団体情報の副本登録を行う。

- ① A市はDさんの所得情報を中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに機関別符号の生成依頼を行う。
  - ②③ A市はDさんの住基地を調べB市あて住民登録外課税通知をする。
  - ④ B市は通知を元に、所得情報欄に課税団体情報（市町村コード等）を登録する。
  - ⑤⑥ C県は、Dさんの機関別符号を用いてB市に対し所得情報を問い合わせると、A市で課税していることがわかる。
  - ⑦ C県は、情報提供ネットワークシステムでA市に所得情報を照会。
- ※具体的な課税団体情報の登録の仕方については、今後通知を行う予定。

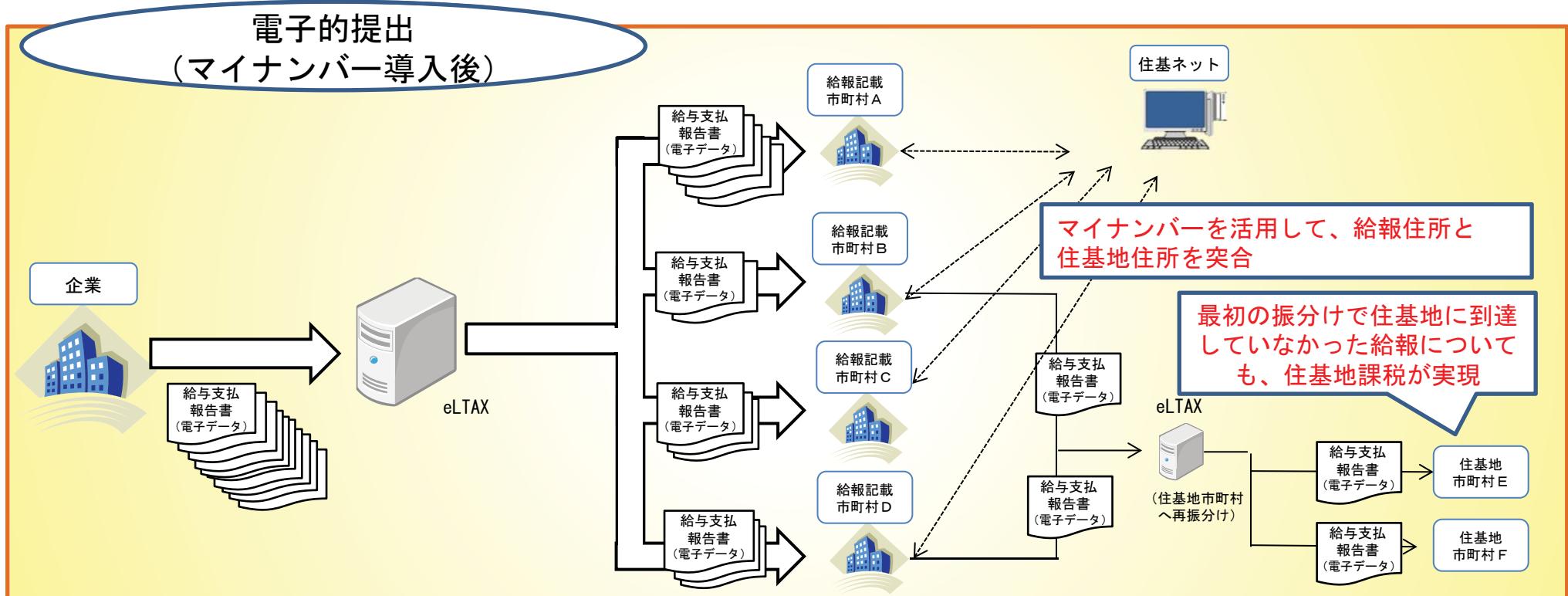
## 課題② 給与支払報告書の電子データでの提出



### 課題

- 企業は、ほぼ同内容である源泉徴収票と給与支払報告書を作成し、国と地方に提出する必要。
- 電子データの給与支払報告書を受け取った後の住基地市町村の調査・把握については紙の給与支払報告書を受け取った場合の対応と同様。（マイナンバーによる確認ができない。）
- 住民登録外課税を行う場合は、住基地に給与支払報告書が集まらず課税所得の把握ができない。

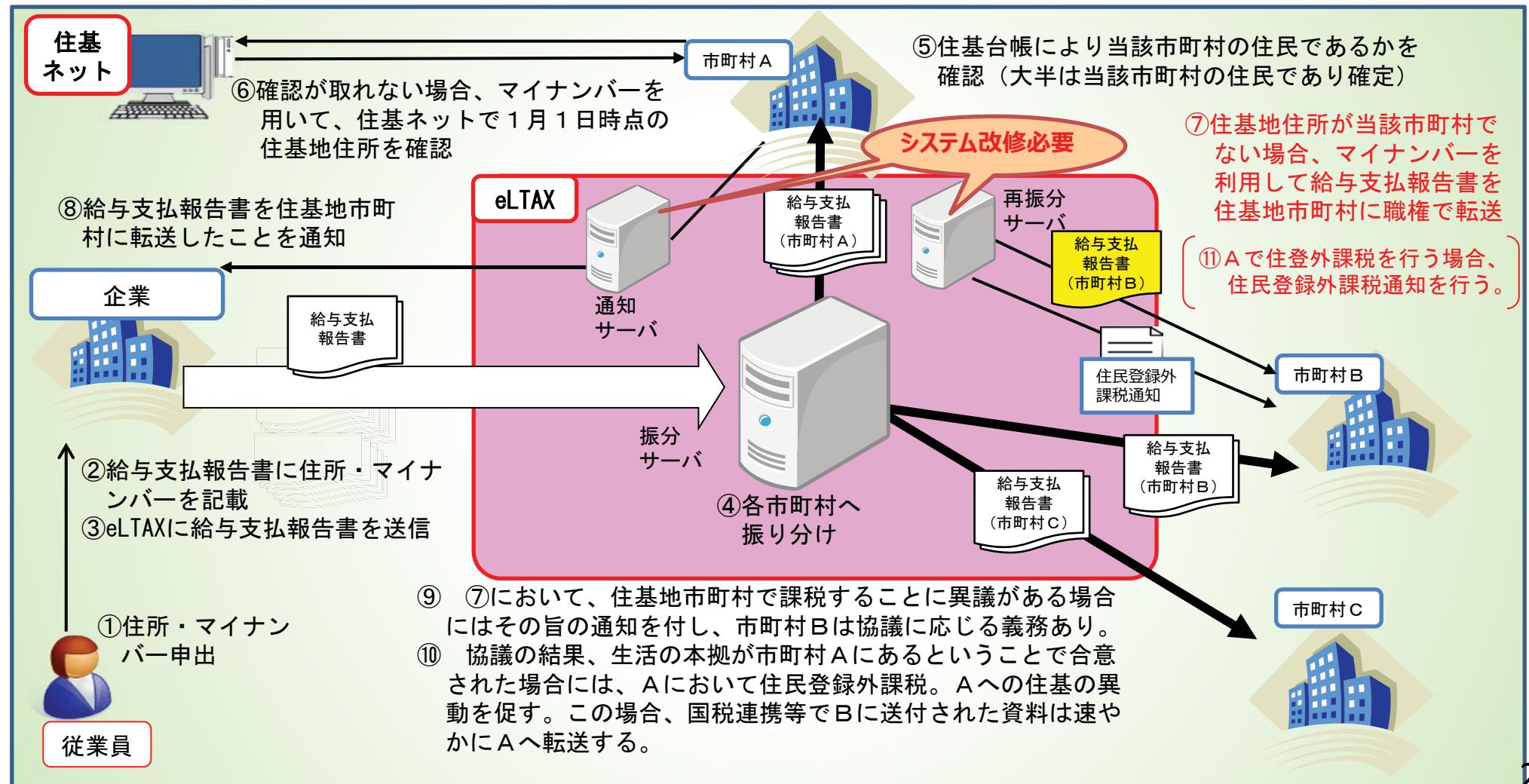
## 課題②への対応案（マイナンバー活用による給与支払報告書の電子的提出先の再振分け（イメージ））



- 給与支払報告書と源泉徴収票の両方に共通する一種類の様式を送信すれば、必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担が軽減される。
- マイナンバーにより1月1日の住基地を把握できるため、住基地調査に係る負担がなくなる。
- マイナンバー導入後は、各種給付等における本人所得の確認は、情報提供ネットワークシステムを通じて行われるため、照会機関に混乱が生じないよう、住基地課税を徹底。
- ※ 住基地に居住実態がなく、居住実態のある居所地で住登外課税を行っているケースについては、居所地への住民登録（住民票）の異動を呼びかけ、居住実態に合致した住基地課税を促進。（居住実態のない住基地での課税を行おうとする趣旨ではない。）
- これと併せ、法定調書等による給与所得以外の所得情報の住基地への集約を徹底すれば、より正確な所得情報の把握が可能となり、社会保障や税務をより公平公正に実現できる。

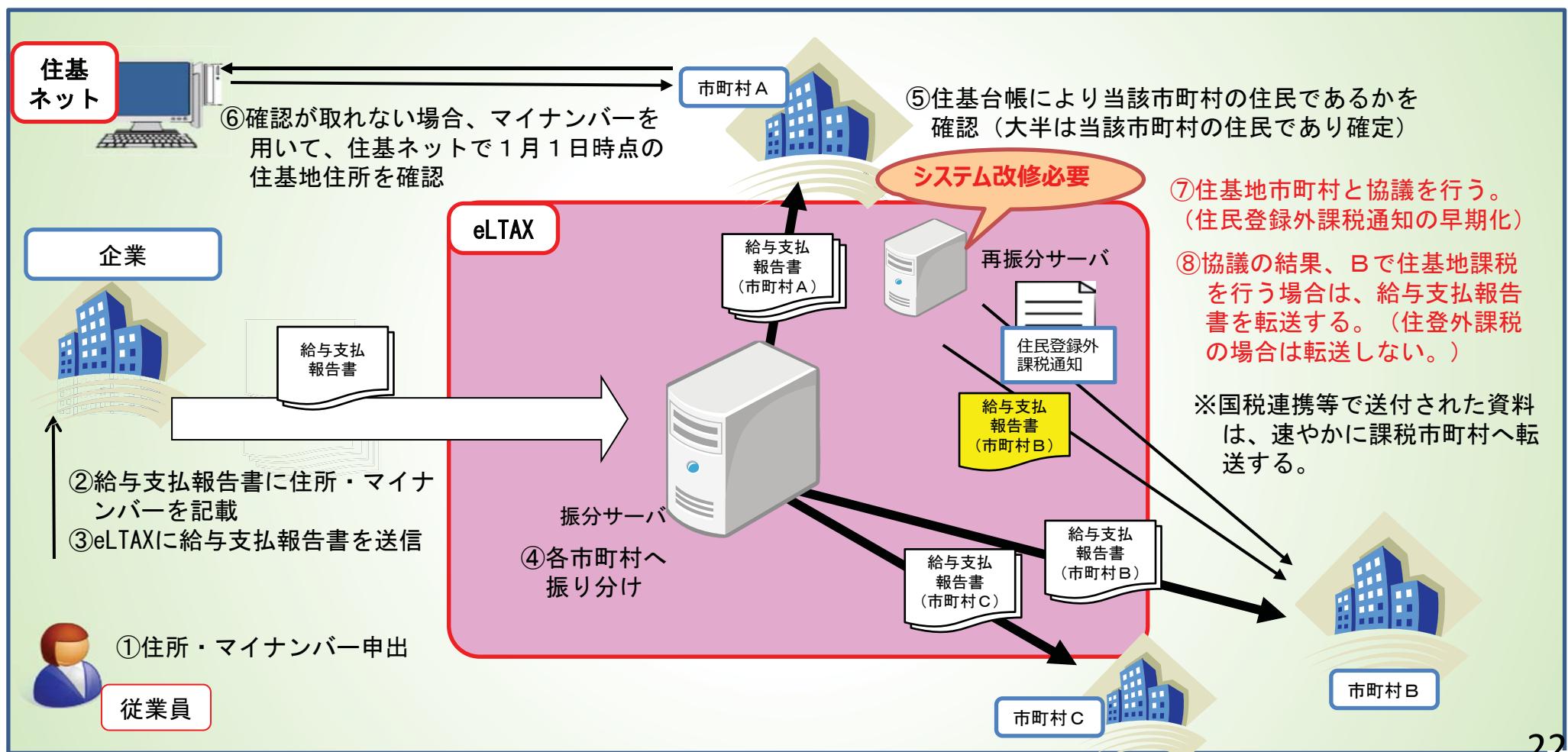
## (イメージ①) 給与支払報告書の再振分の方法（職権転送方式）

- 企業から給与支払報告書の提出を受けた市町村は、その者が当該市町村の住民であることを確認し、異なる場合は、給与支払報告書を住基地市町村に職権で転送する。併せて、企業に対して、給与支払報告書を住基地市町村に転送したことと通知する。



## (イメージ②) 給与支払報告書の再振分の方法（事前通知方式）

- 企業から給与支払報告書の提出を受けた市町村は、その者が当該市町村の住民であることを確認し、異なる場合は住基地市町村と協議する。住基地で課税を行う場合、給与支払報告書を住基地市町村に転送する。



## 住基地課税推進の課題

- 住基のない者に対する居住実態の把握及び地方団体間での協議を、給与支払報告書を受理後、税額通知を行うまでの間に全て行うのは、時間的に厳しい。
- DV被害等を理由に住基を異動していない場合への個別対応が必要。
- 今まで住登外課税を行っていた納税者への理解を得る必要がある。
- 住民登録の異動勧奨まで、課税当局で調整するのは困難。
- 特別徴収義務者が本人から知り得ていなかった住基地の情報が職権転送により伝わってしまうことに対して、納税義務者の個人情報保護の観点から問題ないか。
- 居住実態の把握に対する判断基準の整理が必要。

## 給与支払報告書の再振分の方法における課題

### 「イメージ① 職権転送方式」における課題

- ・市町村間の転送件数の増加による事務量の増加。
- ・居住実態の把握が十分に行われず、居住実態のない住基地で課税されることになるのではないか。
- ・基本的に住基地で課税することになり、住登外課税団体の税収面の影響が大きい。
- ・給与支払報告書の職権転送後、転送元市町村に居住実態があると判明した場合、再度給与支払報告書の返送や特別徴収義務者への再通知が発生し煩雑。(特別徴収義務者側も同様に、複数枚通知が届くと、管理や特別徴収事務が煩雑。)
- ・給与支払報告書提出時に、特別徴収義務者で住基地を確認してもらう方法も考えられるが、特別徴収義務者に理解を得る必要がある。

### 「イメージ② 事前通知方式」における課題

- ・市町村間の事前協議通知(住民登録外課税通知の早期化)の発送による繁忙期の事務増加。
- ・①に比べると、住基地課税の推進は進まない恐れがある。
- ・課税資料が3以上の市町村に存在する場合において、その集約が困難。

## 資料5

# 個人住民税に係る特別徴収税額通知 (納税義務者用)等の電子通知化について

# 目 次

① 特別徴収税額通知の電子化に係るこれまでの議論	… 1
② 地方団体へのアンケート調査結果	… 6

# ① 特別徴収税額通知の電子化に係る これまでの議論

## 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化について

### ○電子化検討の経緯(平成24年個人住民税検討会報告書(抄))

この特別徴収税額通知は、書面により行われており、このため、給与支払者である企業は、従業員が所在する各市町村から送付されてくる通知を整理し、毎月の特別徴収税額を管理するためにシステムに入力等とともに、従業員に対して紙で交付するという事務が生じている。

これらの事務負担に対し、昨年度の本検討会において、番号制度導入にあたっての国民、事業者の負担軽減と利便性の向上について議論した際に、民間出身の委員を中心に、以下のとおり番号制度を活用した特別徴収税額通知関連事務の負担軽減を求める意見が出された。

(中略)

地方税法第13条及び第43条がオンライン化の対象として規定されている。これにより、特別徴収税額通知は原則書面によることが必要であるが、オンラインにより電子的に行なうことも可能と解される。

(中略)

地方税法施行規則の様式では、市町村長の押印をすることとされており、特別徴収税額通知をオンラインで行なうにあたっては、電子署名を付すことが求められると解される。

### ○平成28年度から特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子正本化に対応

平成27年9月にeLTAXに電子署名を付す機能改修が完了し、電子通知の到達に係る規定については平成28年度税制改正において整備したことで、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、平成28年度分の通知から、電子データに電子署名を付することで、オンライン送付を正本として送付できるようになった。

## 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について

### ○特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化(平成24年個人住民税検討会報告書(抄))

特別徴収義務者を経由した納税義務者への通知については、オンライン化法の対象とはならない。

また、事実上納税義務者が通知書を各種証明に使用していることなどから、書面による交付を希望する納税義務者や、そもそも電子的な通知の受領ができない納税義務者がいることも想定され、これらに配慮し、管理をするためには市町村、特別徴収義務者双方に過大な事務負担が生じることとなる。

(中略)

特別徴収義務者の負担の観点からは、特別徴収義務者を介さずに直接通知を送付できるようにすることが理想的であるが、そのためには、現在、特別徴収義務者を経由することとされている制度自体の見直しが必要であるとともに、納税義務者本人に電子的に通知を行うための仕組みが必要となる。

(中略)

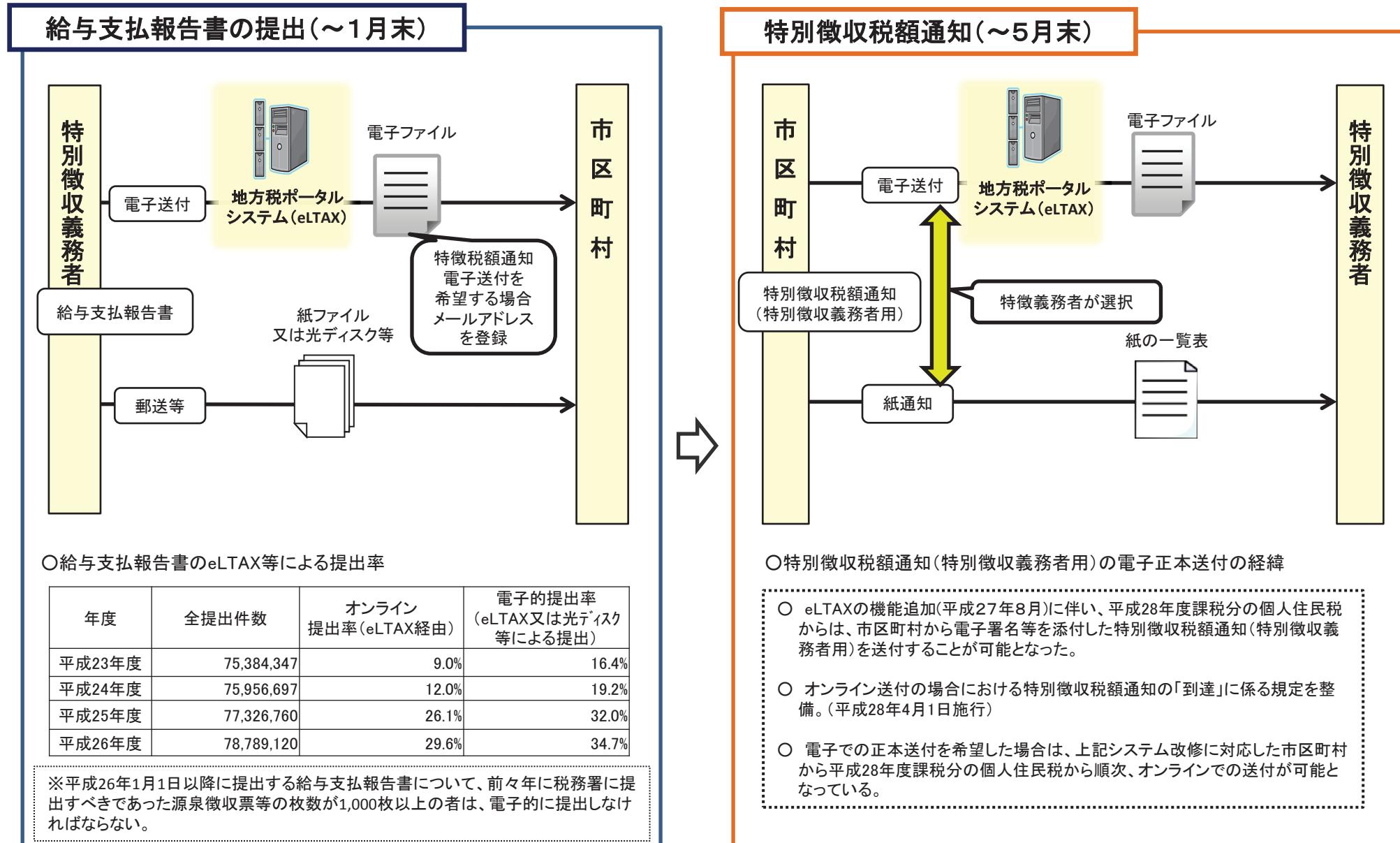
そのような仕組みとして、番号制度導入後、マイ・ポータルにより、国民一人一人がインターネットで情報を確認できるようになることが想定されており、このマイ・ポータルを納税義務者への通知先として活用することが考えられ、特別徴収義務者を経由して行う現在の制度の在り方と合わせて、引き続き検討を行うこととすべきである。

### ○平成28年度以降の検討について

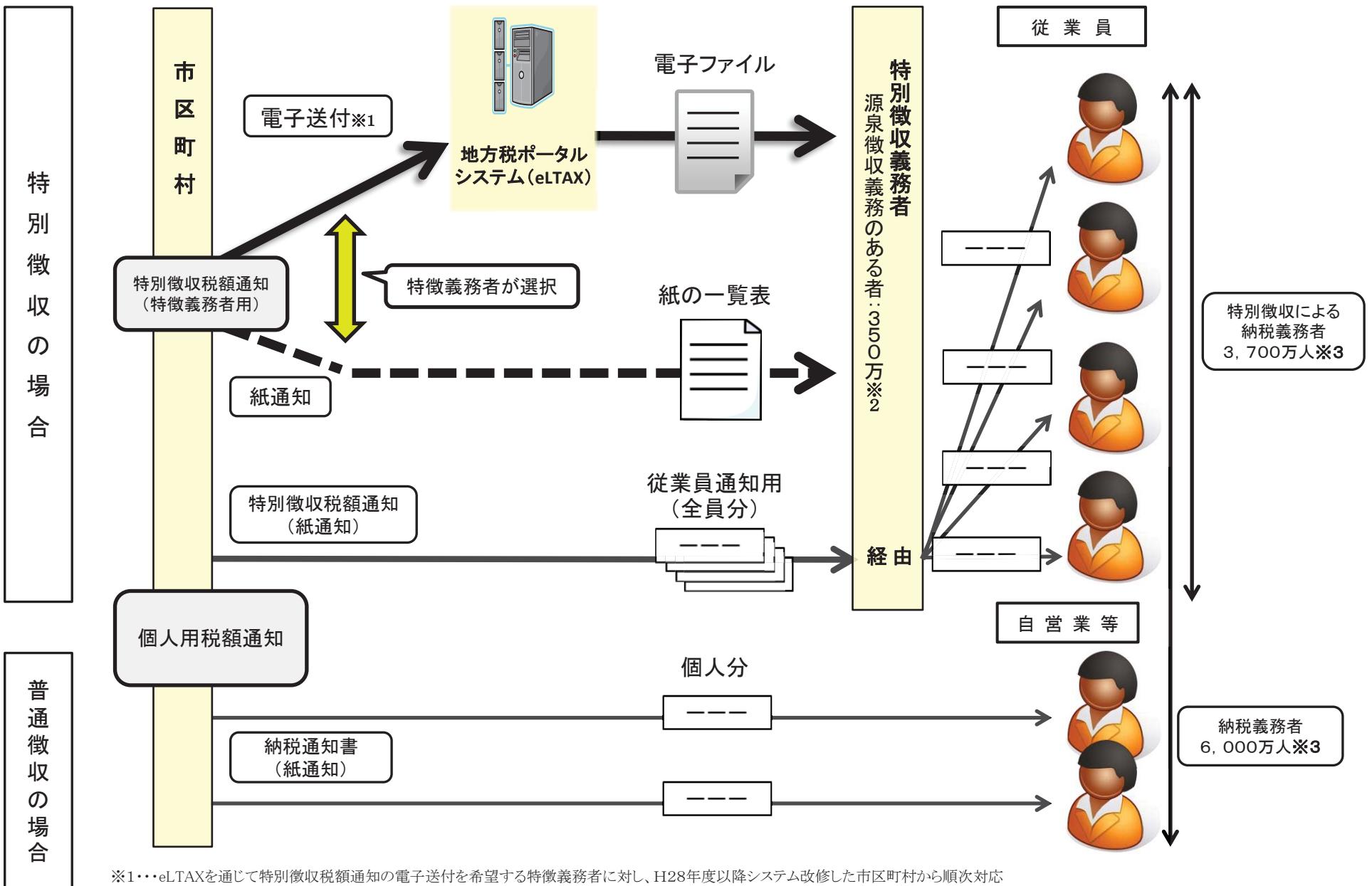
特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化が可能になったが、特別徴収義務者及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、特別徴収税額通知(納税義務者用)についても電子化を検討する。

番号制度導入に伴い、平成24年度本検討会において議題に挙がっていたマイポータル(現在はマイナポータル)を活用し納税義務者へ直接通知することができる可能性があり、来年7月には地方団体の運用が開始されることから、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について改めて検討を行い、特別徴収税額通知に係る事務負担軽減の方策について再び検討を行う。

## 特別徴収義務者・市町村間における主な住民税関係事務の流れ



# 給与所得にかかる個人住民税における特別徴収税額通知



## ② 地方団体へのアンケート調査結果

# 個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子通知化の地方団体調査結果について

---

## ○概要

個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)及び納税通知書の電子通知化を検討するため自治体に調査を行った。

## ○対象

政令市、中核市、施行時特例市及び左記を除く県庁所在市(125団体)

## ○調査期間

平成28年6月15日～6月23日

## ○集計項目

1. 電子通知の送付方法について
2. 電子通知化の導入時期について
3. 電子通知化のメリットについて
4. 電子通知化のデメリットについて
5. マスキングについて

※ 項目によっては回答のない団体もあること。また、複数回答としている項目もあることから、各回答の合計(団体数)は、全団体数(125団体)と一致しない。

## 個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子通知化の地方団体調査結果について

○「電子通知化の導入手順及び導入時期について」の集計結果は下記のとおり。(選択式)

1. マイナンバーカード(マイナポータル)の普及割合が一定以上になった上で導入すべき。	64団体
2. 長期的な課題もあり、また一時的にコストが増えることから導入は時期尚早。	36団体
3. 給与支払報告書の電子提出が一定以上になった上で導入すべき。	6団体
4. できるだけ速やかに導入してほしい。	4団体
5. その他	14団体

○通知の電子化やマイナポータルを使用することは、一定以上の普及がなされた後に導入を希望する団体が多い。

## 個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子通知化の地方団体調査結果について

### ○特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合

①「現行の書面の場合と同様に、特別徴収義務者に対して送信し、特徴義務者から納税義務者に送信してもらう」のメリットについて主な意見は下記のとおり。

1. 市区町村の印刷・郵送コストの低減、送付事務の効率性の向上	69団体
2. 誤送、紛失、汚損、個人情報流出の低減	5団体
3. 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)と同じタイミングで送信できる	3団体

※ 重複・複数回答を含む。

○市区町村側のコスト減や、効率化に繋がるが、企業側のメリットを挙げた回答がほぼない。

## 個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子通知化の地方団体調査結果について

### ○特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合

①「現行の書面の場合と同様に、特別徴収義務者に対して送信し、特徴義務者から納税義務者に送信してもらう」の課題について主な意見は下記のとおり。

1. マスキング、個人情報の秘匿が困難	51団体
2. 市区町村及び特別徴収義務者のシステム改修、書面との並行管理の負担	50団体
3. 納税義務者が受け取る際の真正性の確保、到達の確認	45団体
4. 特別徴収義務者の管理の煩雑さ、データ削除の徹底、書面提出の事業所への配慮	16団体
5. 現行のオンライン化法に反する	2団体

※ 重複・複数回答を含む。

○特別徴収義務者を経由する電子通知は、納税義務者の所得情報を秘匿することが困難であることを指摘する意見が多く、また特別徴収義務者から納税義務者へ交付する際の方法や、通知の真正性について憂慮する団体が多数存在した。

## 個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子通知化の地方団体調査結果について

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合  
②「納税義務者宛て(マイナポータルを想定)に市区町村から直接送信する」のメリットについて  
主な意見は下記のとおり。

1. 個人情報の保護	43団体
2. 市区町村の印刷・郵送費用や事務負担の軽減	29団体
3. 特別徴収義務者の事務負担の軽減(納税義務者へ交付する必要がなくなる)	14団体
4. 個人情報の流出や紛失等のリスクの軽減	13団体
5. 市区町村から納税義務者への確実な通知、迅速性	12団体

※ 重複・複数回答を含む。

- 市区町村から納税義務者へ直接送信することで、納税義務者のプライバシーが守られることや、それに係る費用の削減、事業所の経由する事務負担の削減を挙げる団体が多い。

## 個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子通知化の地方団体調査結果について

○特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合

②「納税義務者宛て(マイナポータルを想定)に市区町村から直接送信する」の課題について主な意見は下記のとおり。

1. ネット環境のない納税者の取り扱い、配慮、マイナポータルの普及率	75団体
2. 書面通知の希望者の把握・管理の煩雑さ	27団体
3. 市区町村の改修コスト	20団体
4. 送信件数の膨大さや誤送信	13団体
5. 住登外者、死亡者(相続人)、納税管理人への取り扱い	10団体
6. サイバー攻撃を含めた個人情報流出の懸念・セキュアの徹底	7団体
7. 操作方法等、窓口への問い合わせの増加	6団体

※ 重複・複数回答を含む。

○納税義務者間の情報格差や市区町村側の書面との並行管理・改修コストについて  
憂慮する意見が多い。また、市区町村から納税義務者へ個々に送信することについての  
処理時間を気にする団体もあった。

## 個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子通知化の地方団体調査結果について

- 「特別徴収税額通知(納税義務者用)のマスキングについて」について実施団体数及び実施時期は下記のとおり。

マスキングを行っている。	56団体
マスキングを行っていない。	69団体

### ○実施時期

平成23年度以前	20団体
平成24年度	3団体
平成25年度	2団体
平成26年度	6団体
平成27年度	13団体
平成28年度	12団体

### ○行っていない団体の回答

平成29年度実施予定	23団体
平成30年度実施予定	1団体
検討中	6団体
無回答	39団体

## 特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子化に対する地方団体からの意見のまとめ

- 地方団体からは、将来的には特別徴収税額通知(納税義務者用)及び納税通知書の電子化を行うべきとの意見が多かった。
- 地方団体が考える電子化の主なメリットは下記のとおり。
  - ・市区町村の印刷・郵送費用や事務負担の軽減
  - ・特別徴収義務者の事務負担の軽減(納税義務者へ交付する必要がなくなる)
  - ・個人情報の保護が図られる、個人情報の流出や紛失等のリスクの軽減(マイナポータルへ直接送付する場合)

- 一方で、地方団体からは特別徴収税額通知(納税義務者用)の早期電子化の導入については、以下のとおり慎重な意見も多かった。

(マイナポータルへ送付する場合)

- ・高齢者などマイナポータルにアクセスできない納税義務者が残ることに関する事務負担
- ・マイナポータルの普及率が低いうちは電子通知を原則化しても対象者が少なく、電子通知の導入効果が小さい一方、電子通知以外の者に対して書面による通知を行うこととなる市区町村の事務負担が大きい。

(eLTAXを通じて特別徴収義務者を経由して通知する場合)

- ・現行のオンライン化法では、特別徴収義務者を経由する場合、正本通知とはならない。
- ・マスキング処理を施すことができないなど個人情報の秘匿が困難
- ・納税者が受け取る際の真正性の確保の課題

(普通徴収にかかる納税義務者に適用する場合)

- ・市区町村で電子納税を導入していない場合は、改めて書面で納付書を送付する必要がある。

## 参考: 給与所得にかかる個人住民税における特別徴収税額通知(様式)

### 特別徵收稅額通知 (特徵義務者用)

平成 年度 紙と電子化による給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

課税市町村名

四

特別徵収税額					課 稅 人 員		非課稅人員	
月 割 額	人 數	納 付 額			人 數	納 付 額		
	6月分				12月分			
	7月分				1月分			
	8月分				2月分			
	9月分				3月分			
	10月分				4月分			
	11月分				5月分			

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに市町村税条例第一條の規定によって、平成年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

平成 年 月 日

市町村長 氏名 印

## 特別徵收稅額通知 (納稅義務者用)

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納稅義務者用)

新 得	給与収入				主たる給与	賃 金	不 利	配 給	保 険 料 一 時	課 税	総所得③		
	給与所得				以外の合算	算 定 金	動 子	当 与			山林所得		
	その他の所得計				所得区分						分離短期譲渡		

市 町 村	税額控除額(所得割額)		
	税額控除額⑤		
道 府 県	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
額	税額控除額(所得割額)		
	税額控除額⑤		
額	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
特別徴収税額⑧			
控除不足額⑨			
既充当額⑩			
既納付額⑪			
累計引替額(⑧-⑩-⑪)			
変更前税額⑫			
増減額(⑧-⑫)			
変更月			

受給者番号	氏名	指定番号					
住所	所	宛名番号					
あなたの特便収録額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第521条の4(第521条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の郵便料金に不足がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から算定して10日以内に市(町・村)民に前項申立てすることができます。この特別収録額の決定の取消しを求める訴えは、前記の基準申立てに係る決定の送達を受けた日から起算して5ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が原告の代表者となります)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の基準申立てに対する決定を越した後でなければ提起することができますが、①前記の基準申立てがあった日から3ヶ月を超過しても決定がないとき、②他処、他分の執行又は手続手続きの実行により生ずる審議の損害があるとき、③その他決定を延長しないことにつき正当な理由があるときは、決定を延長しないもの処分の取消しの訴えを提起することができます。							
平成 年 月 日	市町村長 氏名	印					
納付額	6月分 7月分 8月分	9月分 10月分 11月分	12月分 1月分 2月分	3月分 4月分 5月分			
問合せ先							

## 資料 6

# 個人住民税の現年課税化について

## 個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

### ○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

### ○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを探っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

### ○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

# 税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

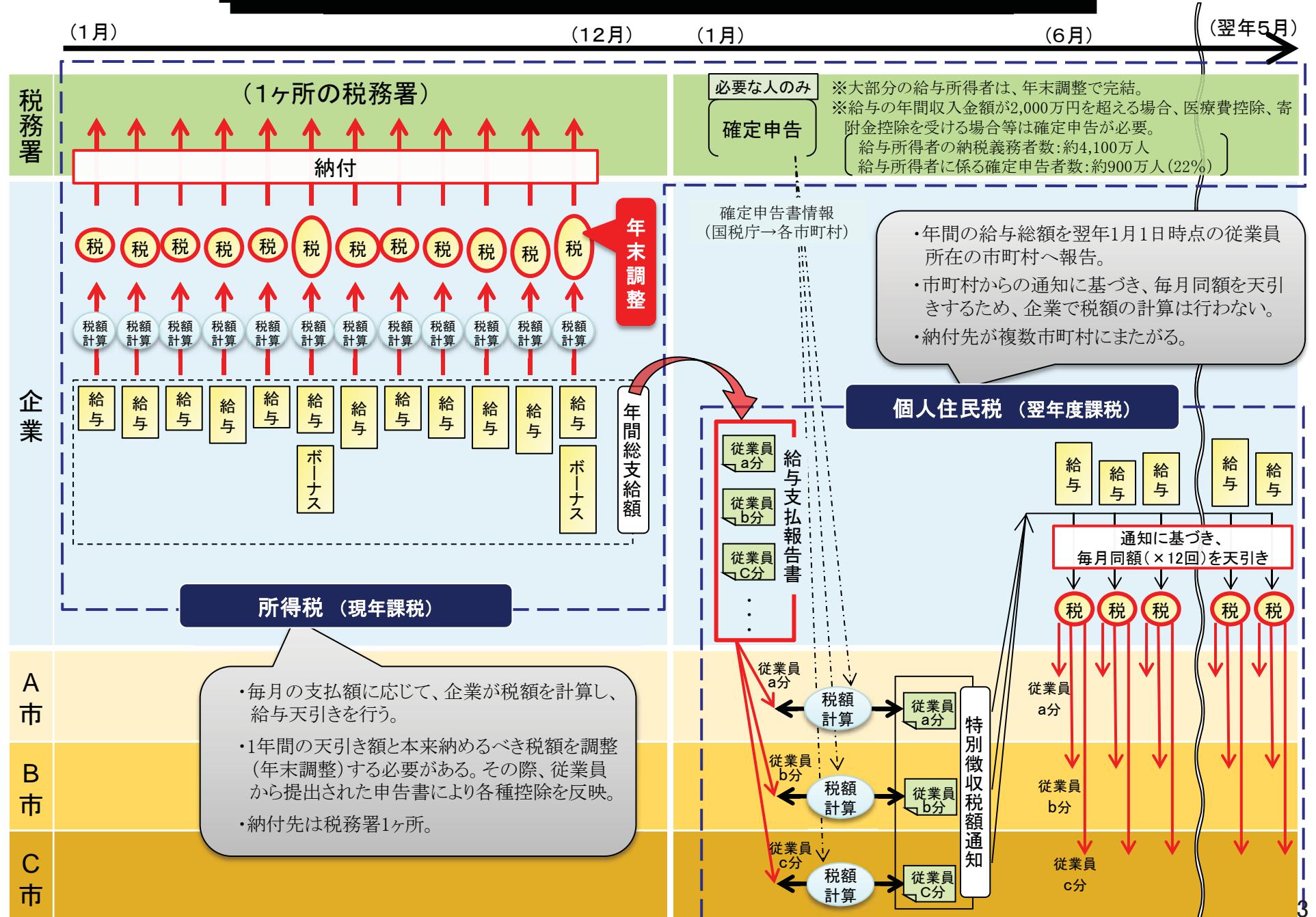
（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

## 第七条

- 二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。
- 二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。
  - (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
  - (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定期であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
  - (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

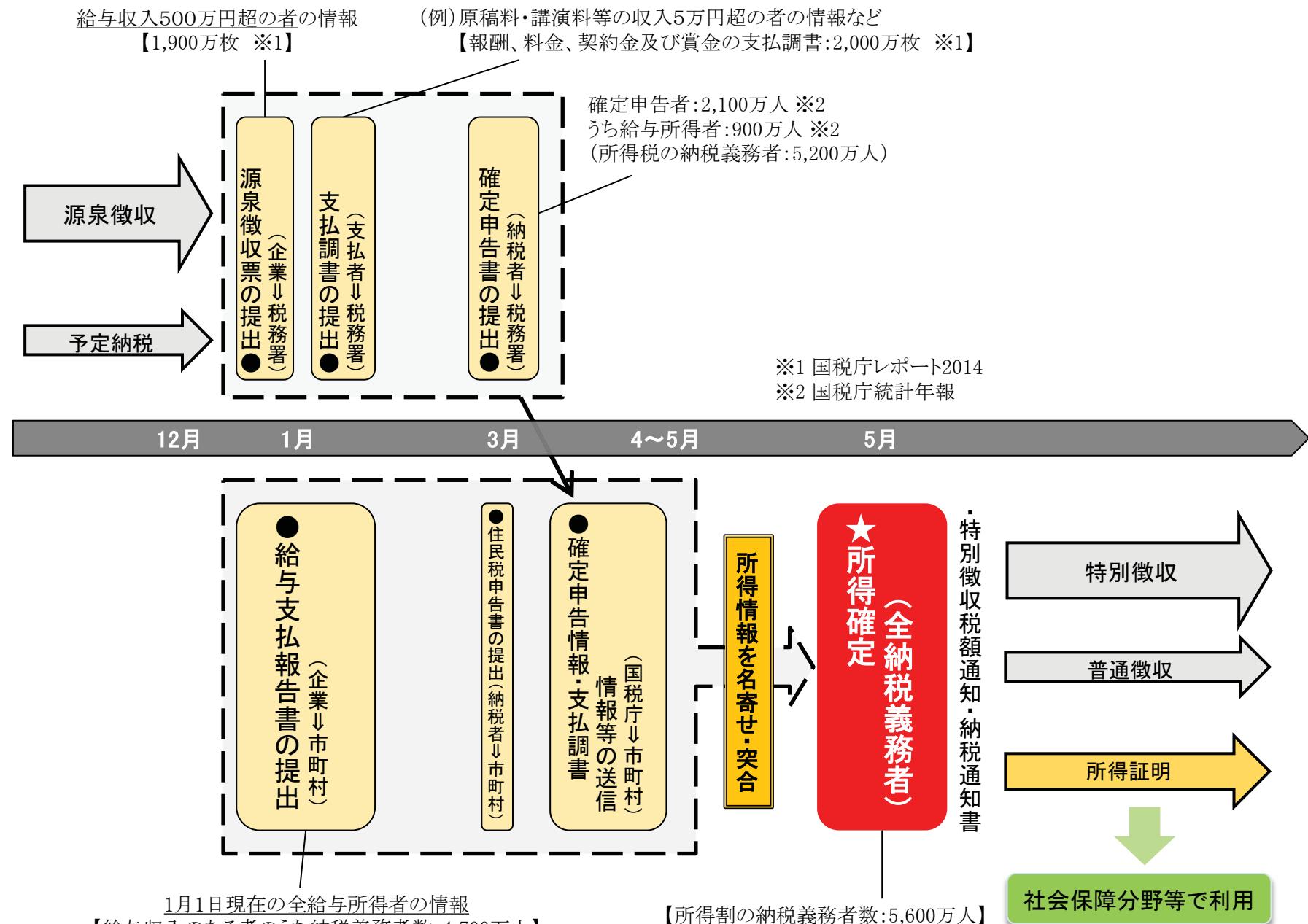
# 現行の所得税・個人住民税の税務事務の流れ

赤色:企業における税務事務



## 所得税

# 所得税・個人住民税における所得把握イメージ



## 個人住民税

# 個人住民税検討会における現年課税化に関する検討の経過

## 【参考：過去における個人住民税検討会報告書の目次（抜粋）】

### 平成21・22年度

- 第1章 個人住民税の諸控除のあり方について
- 第2章 個人住民税の現年課税化について

### 平成23年度

- 第一部 現年課税について検討
- 第二部 番号制度についての検討（論点整理）

### 平成24年度

- 第一部 現年課税についての検討
- 第二部 社会保障・税番号制度についての検討

### 平成25年度

- 第1 個人住民税の現年課税化についての検討
- 第2 所得把握の精度向上についての検討

### 平成26年度

- 第1 個人住民税の現年課税化についての検討
- 第2 出国者に対する課税についての検討
- 第3 個人住民税所得割における課税の正確性向上についての検討

### 平成27年度

- 第1 個人住民税の現年課税化についての検討
- 第2 金融資産性所得に対する個人住民税の課税時期と課税団体についての検討
- 第3 電子化及びマイナンバー（個人番号）の導入に伴う所得割の課税実務について

# 「平成27年度個人住民税検討会報告書(マイナンバー導入と現年課税化関係)」(抜粋)

## 第1 個人住民税の現年課税化についての検討

### 2 マイナンバー導入と現年課税化

#### (1)マイナンバー導入に伴う事務の変化

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まり、地方税分野においてもその活用が期待されているところである。

また、前述のとおり、税制抜本改革法において、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」と規定されていることも踏まえ、本検討会では、マイナンバーの利用開始を契機とした、特別徴収義務者や市区町村に発生する事務負担について検討した。

また、昨年度の報告書でも触れられているように、マイナンバーは現行では行政機関等のみが利用事務実施者として法令で規定された利用事務に利用できることとされているが、民間にマイナンバーの利用が開放されることとなれば、例えば、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して従業員の1月1日の住所地を現在よりも正確かつ迅速に把握することができるようになることも考えられる。そうなれば、従業員から毎月徴収した住民税額の誤納入の問題については、一定の前進が見込まれることとなる。

# 「平成27年度個人住民税検討会報告書(マイナンバー導入と現年課税化関係)」(抜粋)

## 第1 個人住民税の現年課税化についての検討

### 3 今後の課題

#### (1)特別徴収義務者におけるマイナンバー導入による事務負担の変化

現行の個人住民税に係る特別徴収においても、市区町村ごとに書類が届く時期が異なるため、各市区町村の書類が到着しているかどうかのチェック作業の負担が大きいなど、企業担当者からは現行の特別徴収事務が非常に大きな負担となっているとの声が上がっており、これに加え、現年課税化が実現した場合には、短期間のパート・アルバイトが多い業種や労働者の入れ替わりが多い事業者は1月1日時点の住所地を確認するだけでも、事務負担が大きくなるとの意見があった。

マイナンバーの利用が始まったとしても、自治体側の所得の紐付け作業は簡素化されるかもしれないが、企業側においては、マイナンバーの記入、管理など、むしろ総じて事務負担の増加が想定される、との意見も出された。

#### (3)まとめ

本年度の検討会においては、所得税方式を基にして、マイナンバー利用開始後の企業と市区町村に発生する事務負担や、負担軽減策も含めた現年課税化のあり方を中心に実務的な観点から議論を行った。また、切替年度の取扱いについても議論が行われた。

今後さらに議論を深めていくに当たっては、本検討会で洗い出された課題について、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点から、十分に検討していくことが必要である。

特別徴収義務者に生じると懸念されている現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決ができるものばかりではないこと、また、マイナンバーの導入は、特に導入初期段階においては、企業の実務負担を伴うものであることが、本年度の検討会を通じて確認されたが、今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。その場合においても、必要なシステムのあり方やコストについて検討する必要があることから、今後のマイナンバー制度の運用状況やマイナポータルの進捗状況等を踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

# 「平成27年度個人住民税検討会報告書(切替年度に関する論点)」(抜粋)

## 第1 個人住民税の現年課税化についての検討

### 3 今後の課題

#### (3) 切替年度に関する論点

本年度の検討会では、個人住民税の現年課税化を行う場合の切替年度の税負担のあり方についても検討が行われた。

この点に関しては、切替前後2ヶ年度分のうち、いずれかの年度分(例えば、税額の高い年度分)を徴収すればよいという考え方や、所得課税の公平確保のためには2ヶ年度分とも徴収すべきという考え方などが従来から存在し、これまでのところ、この点について十分に検討・整理が深められている状況はない。

このうち、前者のような取扱いを検討する場合においても、切替に係るある年度について、給与所得以外の所得(事業所得、不動産所得、雑所得等)を引き続き課税対象にしつつ、給与所得のみを当該年度だけ非課税にすることは、同一年における所得間や納税者間の課税の公平性を担保できず、採用しがたいものと考えられる。また、全ての種類の所得を通じてどちらかの年度分を徴収しないことについては、世代間の損得や所得課税の公平の観点からの慎重な検討が必要と考えられる、との意見があった。

今後、切替年度の取扱いについて検討する際には、ある年度に2ヶ年度分を納税してもらうことが納税者に受け入れられるか、という論点や、全ての種類の所得について個人住民税を課税しない年度を設ける場合に予想される様々な論点(世代間の公平性、資産性所得などの年度間変動が大きい所得の取扱い、分離課税との関係、福祉施策等に必要となる所得把握の方策、統計データが不連続となる年度の発生など)について、慎重な検討が必要と考えられる。

# 切替年度の税負担のあり方

## N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)

